

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年11月26日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
議員 榊原 一和 議員 桑澤 直亨
議員 原田 悠嗣 議員 鈴木 明子
議員 渡邊 勝巳 議員 寺門 勲
議員 小池 正夫 議員 小宅 清史
議員 大和田和男 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 萩谷 俊行
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実

欠席者 議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

次長 萩野谷智通 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	企画部長 加藤 裕一
財政課長 照沼 克美	財政課長補佐 郡司 智弘
総務部長 玉川 一雄	総務課長 篠原 広明
管財課長 飛田 建	管財課長補佐 稲田 政徳
市民生活部長 秋山 光広	環境課長補佐 畠山 智光
保健福祉部長 生田目奈若子	介護長寿課長 鈴木 伸一
介護長寿課長補佐 諸藤 慎一	教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 大曾根香澄

会議に付した事件

（1）議会運営委員会委員長報告

- ・令和7年第4回定例会について
- ・茨城県市議会議長会議員研修会について
- ・横手市友好訪問について
- ・台南市訪問について
- ・那珂市議会ハラスメント防止条例（案）について
- ・那珂市議会会議規則の一部を改正する規則
- …会議規則の改正については再度検討、それ以外は委員長報告のとおりとする

(2) 総務生活常任委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

(3) 令和7年人事院勧告に伴う条例整備等について

- ・議案第65号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第66号 那珂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・議案第67号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第74号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第5号）
- ・議案第77号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

…執行部より説明あり

(4) 公共施設等マネジメント計画第2期行動計画の策定について

…執行部より説明あり

(5) ごみ指定袋について

…執行部より説明あり

(6) その他

- ・議会費補正予算について

…事務局から説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時07分）

次長 皆さん、おはようございます。

少し定刻を過ぎてしまって申し訳ございません。早速始めさせていただきます。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

初めにご連絡いたします。

会沢事務局長ですけれども、体調不良で本日は欠席となりますので、ご了承ください。

それでは、第4回定例会も間もなく始まります。二年の最後になりますので、議員の皆様におかれましては体調管理に十分留意されますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は福田議員1名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今月15日に挙行いたしました市表彰式典及び21日に行われた県植物園内覧会におきましては、木野市議会議長をはじめ、議員の皆様にご出席を賜り、誠にありがとうございました。市表彰式典では、個人70名と7団体の皆様が受賞されましたが、このうち、小宅清史議員におかれましては消防団員として多年にわたり尽力され、功労表彰を受賞されました。改めて、深く敬意を表する次第でございます。今後も、市政の進展にご尽力いただいた皆様やさらなる活躍が期待される皆様に積極的に表彰してまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、引き続きお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、令和7年人事院勧告に伴う条例整備等についてを含む全3件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、先ほど開催した議会運営委員会の結果につきまして、ご報告いたします。

審議多数だったため時間が長引いてしまったこと、お許しいただきたいと思っております。

先ほど、議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和7年第4回定例会について等審議をいたしました。本日の議会運営委員会、全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、一覧をご覧のとおり、報告1件、条例の一部改正や補正予算などの議案が18件です。なお、人事院勧告の給与改定に関する議案5件については、定例会初日に本会議で審議し、採決まで行うこととします。それ以外の議案につきましては、第4回定例会中に上程し、資料3ページの委員会付託表(案)のとおり各常任委員会へ付託し、審議することに決定いたしました。また、資料2ページにありますとおり、本日の全員協議会の協議、報告案件は3件であります。

次に、請願陳情でございますが、今回陳情が1件提出されました。申し合わせ内規に基づき、取扱いについては資料4ページの請願陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。5ページから写しを添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

一般質問でございますが、12名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料8ページから通告順に記載をしております。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。

第4回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、12月9日、小宅議員から遠藤議員までの6名、少々長引くと思っております。12月10日は、鈴木議員から榊原議員までの6名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会会期日程（案）は別紙のとおり、12月4日から12月24日までの21日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は漏れのないようお願いいたします。

また、13ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきまして、一般質問重複事項のとおり、重複している内容がございます。該当する方は申し合わせ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

続きまして、茨城県市議会議長会主催の第2回議員研修会の開催になります。

第2回議員研修会が2月16日に開催予定であります。つきましては、今定例会中に産業建設から2名、教育厚生から1名、出席者を選出していただきますようお願いいたします。

続きまして、横手市友好訪問になります。

横手市友好訪問が2月15日から16日に予定をされています。出席者は、副議長及び議会運営委員会、原子力を含む4常任委員会からの各1名の計6名といたしますので、こちらの選出もよろしくをお願いいたします。

次に、台南市訪問になります。

友好交流協定を締結しました台南市の訪問を来年5月に予定しております。つきましては、期間がないものですから、今定例会中の総務生活、産業建設、教育厚生の3常任委員会において、各委員会2名の出席者を選出していただきますようお願いいたします。

続きまして、10月28日に議会運営委員会を開催いたしました。那珂市議会ハラスメント防止条例の制定について、全員協議会が出た意見を基に協議を行いました。

第2条関係で、ハラスメントの定義が明確ではないとの意見があったことから、第2条第3項を追加し、ハラスメントの定義を明確にしました。

また、第3条第3項について、報告の義務等が厳し過ぎるとの意見があったことから、第3条第1項に、「相互にハラスメントが行われぬよう努める。また、ハラスメントと疑われる場面に遭遇したときは議長に報告するよう努めるものとする」を追加し、第

3条第3項を削除いたしました。

第4条第3項については、「前項の規定に関わらず」を削除しました。

次に、第5条の議長の責務については、執行部からハラスメントが確認された場合の対応を明確にするべきとの意見があったことから、第5項を追加いたしました。

第6条の公表についても、厳し過ぎるのではないかという意見があったことから、「議員によるハラスメントがあったことを確認した場合において、必要と認めるときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するものとする」に修正をいたしました。

また、条例を市全体にしてはとの意見がございましたが、憲法及び上位法令での対応とともに、人事院規則は公務員での規定はありますが、議員はそれが含まれていないというところから、二代表制を有する我々議員が率先し、対処を明確にすることがいいだろうということで、改めて議会運営委員会で協議し、議員と市職員間で対応するとの結論になりました。

また、こういった内容も、議会基本条例と同様、適宜見直し手続を行うことを確認いたしました。

次に、那珂市議会会議規則の一部を改正する規則になります。

議会広報編集委員会の活動の幅を広げること及び議会ICT推進検討会で行っていた事項を同委員会で行うため、名称を変更するものです。あわせて、ICT推進検討会の項を削除いたします。いずれも12月定例会最終日に議会運営委員会から発議で提出する予定になります。

以上、ご報告をいたします。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。何か確認したいことはございますか。

渡邊議員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、議会広報編集委員会の内容がちょっと、今回変更になったということなんですけれども、新しい改正案の中に議会のデジタル化推進に関する協議調整を行うとあるんです。これって広報のほうの分野でやるところなんです。むしろ議運のほうでやるのではないのかなと感じるんですけども、いかがなんでしょうか。委員長、ちょっとお聞きしたいんですけども。

大和田議員 広報にも多分関わると思うんですけども。ただ、初めの流れは議会運営委員会があったかもしれない。ちょっと初めの流れなんですけれども、長いスパンをかけて多分これはICT検討から全て、検討委員会から議運にかけてずっとこの協議は検討していて、広報に関するもの、議会運営委員会は議会の運営に関すること、議会改革等を進めるものとしてしていくべきで、広報に関する、デジタルでいろいろ、SNSで発信をしていく、そういうものを議会広報という名称なのか分からない、そういう広報委員会のほうに移行していくというのを長年、何年でしょう、長いスパンをかけて細かく議論をしてきたのが、議会運営委員会の中ではそうしてきたというところで、広報委員長にふったほうがいいのかな。

榊原議員 今、広報自体が、以前であれば議会広報、要は議会だよりというのが主たるものにはなってきたんです。現実には、やっぱり今後ちょっと将来に向けたときに、ペーパー自体もだんだん圧縮されていく中で、やっぱりSNSとか、もちろん今後映像系なんかも含めるとしていろいろ考えるところの部分ですから、そういう意味でデジタル化の推進に係る協議調整というところもあり得るのかなというふうには考えています。

以上です。

渡邊議員 この前段の部分の、議会のウェブサイト、ソーシャルメディア等に関しては、これ広報のほうでいいと思うんです。ただ、次の後段の部分の議会のデジタル化の推進というのは議会の運営に関わるものじゃないですかね、広報ではないと思うんです。そう考えると、これをまた広報に持っていくというのはいかがなものかなと。むしろ、ここは、今までが、例えばICTのほうで検討はしていたんでしようけれども、内容を考えれば、やはり広報と運営のほうで分けるべきではないかということで今回質問させていただきました。これについて、ちょっとお聞きしたいんですけども。

大和田議員 多分受け取り方のあれなんでしようけれども、もちろん議会運営委員会でも同様に同じことはする。例えば、お話がいろいろある、委員会を公開するというとか、そういったのもデジタル化の話に入ってくるかと思うんですけども、そういったものはもちろんします。例えば、発信する側とすると、今度は広報というところで、非常にすみ分けというのが明確にできそうでできないというところ、実務のほうは広報のほうで広報してもらう、中身については議会運営委員会でもやっぱりしっかり、委員会の公開とかいうのは、やっぱりデジタル化推進は議運でも同時に行うという形だと思っていただけというと思うんですけども。

花島議員 渡邊議員と全く同じ意見です。何かデジタル化が広報だけだと考えているような節が、だったら何で、この協議調整というのは誰と、あるいはどの機関と行うのか全然明確じゃないし、広報に関する部分だけだったら部分賛成です。若干異論はあるんですけども、勝手に広報委員会だけでいろんな発信していいのかとか、ゼロじゃないけれども、文書的にはいいと思うんですけども。例えば文書のやり取りとか、そういうのがデジタル化されているわけですね。そういうのを含めて、広報委員会が何で協議調整を行わなきゃならないかというのが全く理解できません。だから、大和田議員の説明は、何か広報の部分だけしか考えていないんじゃないかという節があって、そうじゃない部分について、協議を行うというんだったら、どこで協議調整するのか。議会運営委員会とですか、それは、出る必要ないと思うんで、広報は。全員協議会で議論するなり議会運営委員会で議論するなりだと思うんで、だから結局渡邊議員と同じ意見です。

小宅議員 単純に、議会運営委員会はやはりベテランが多くて、広報委員会は若手が多いんで、こういうのは若手に任じたほうが多分デジタル推進は進むと思うので、私は賛成です。単純に。

遠藤議員 ちょっとよく分からないので、教えてほしいのは、議会のデジタル化推進って具体的には何を想定しているんですか、具体的には。

次長補佐 あくまで広報編集委員会でこちらのほう決めていただいた部分なんですけれども、広報編集委員会の中では、例えばタブレットなんかの研修とかそういうもの、そんな大きい部分じゃなくて、そういう小さい部分をこのデジタル化推進に係るということ、広報編集委員会ではそういう意味でここを言っているんだということです。

遠藤議員 では、例えばさっき出たような常任委員会を公開するとかというその部分は、これはどこが検討するかという。

大和田議員 それは引き続き、やっぱり議会の運営なので議会運営委員会で検討していきます。

遠藤議員 分かりました。まさしく広報とかソーシャルメディア、ウェブサイト、ここらは当然広報でいいと思いますけれども。ただ、デジタル化推進というのは結構幅広の意味合いが入っちゃうんで、そこをもう少し、何をというんだったらもう少し狭めた文言にするか、どうなんだろう。議運ではこういう、デジタル化推進というような文言、特段入っていないんですよね、今の議運には。

副議長 これ、一番最初、ICT推進検討会、タブレット導入を我々、大和田委員長なんかとやってきた経緯がございまして、その先に、最近、皆さんのタブレットをさらに有効活用してもらうためにどんなことをやっていこうかというのは広報委員会のほうで、実際先に我々が指導を受けて皆様のお手伝いしながら、教えた経緯もございまして、そういうのでここに組み込まれた経緯がある。やはり、今事務局が言ったように、デジタルをさらに推進していくためには、まず我々が先に覚えて、皆様にご指導できるような、そんな感じをイメージしてここに入った文言だというのは思うんですが、推進というのはそういうイメージです。さらに皆様方にこのタブレットを有効活用してもらうためにはどんなことしていけばいいのかというのを先に広報委員会のほうで、この間も一足早く学習させていただきまして、それで皆様にお伝えしたという経緯がありまして、ここにこういう文言が入ったというのが多分そのような経緯だと思います。

渡邊議員 私が想像しているデジタル化というのは、例えば採決の電子投票とか、あとはそういうのまで含めての話なのかなと思っているんです。となってくると、やはりそこというのは広報の範疇ではないのかなという感覚があったんです。ですので、そこはやはり、あくまでも議会の運営に関わるデジタル化に関しては議運のほうでやるべきではないのかなということでご質問させてもらっているんですけれども、何かちょっと、どっちかはっきりしないので、それをちょっとお聞きしたかったんですが。

副議長 ご指摘はおっしゃるとおりだと思います。ただ、やはりここにデジタル化の推進という言葉を中心に押し出したんですけれども、その後の協議調整というところがちょっと微妙な部分で、何とでも取りようがあるような文言になっているというのは、その部分はちょっと変えなくちゃいけないのかなというのは。ただ、さらにデジタル化の推進

のためには広報委員会のほうが中心となってやっていきたいという思いがあってここに入ったというのだけはご理解いただきたいと思います。

花島議員 全然分からないんですけども。そもそも、デジタル化推進が、今の状態から必要なんですか。だから、そこなんです。まさにそこなんです。話にならないというんじゃないで、具体的な、こういうことをこういうふうに改善したいというのがあって、それをデジタル技術を使うというのが本来の在り方であって、さきにデジタル化推進があって、それで何かそのたびに、しかも筋違いの広報委員会が、筋違いというのは、僕が言っているのは、広報という枠から筋違いのことまで規定するというのは全く理解できません。だから、広報委員会の中のデジタルでやれる部分をやるというんだったら、どうぞという話なんだけれども。だから、何でこんな広げるような文書にしたのか。でも、副議長がおっしゃったことはむしろ違う話なんです、大和田議員の話と。だって、デジタル化推進が先にあるんだったら。

議長 花島議員、言葉をちょっと選んで発言をお願いいたします。

次長補佐 今ちょっと広報のほうでここの部分、最後の部分、協議調整の部分も含めまして、文言の訂正を検討しますので、それが終わりましたら、ラインワークス等で再度提示しまして、最終日に提出のような形になっていくかと思っておりますので、よろしく願います。

笹島議員 これ大した話じゃないんだけど、広報委員会は広報でやればいいんでしょう。何が問題なの。

花島議員 広報のことは広報で。

笹島議員 いいじゃん、それで。だから、これでいいじゃないですか。

花島議員 だから、これに広報以外のことも書いてあるからおかしいんじゃないですかと言っているんです。

小宅議員 先ほどのデジタル採決とか、そういったものも含めて広報委員会がやったところで何の問題もないと私は思っています。なぜかと言えば、最終的に決めるのはこういう全員協議会であつたりというところだと思うので、誰が提案するかというところで考えれば、そういうデジタル化を広報委員会が中心になって企画を出すということにおいては、別に広報から出たから問題があるということはないと私は理解するんですけども。議運から出ようが広報から出ようが、最終的に決めるのはみんなだと思っんで。

花島議員 役割として与えているわけですよ、この文書は。だから、そこは違うんです。議運からだって、例えば投票のデジタル化を、僕は賛成じゃないけれども、例えばの話で、提案したっていいわけで。それを言ったら、小宅議員の懸念は誰でも提案できますよという話だから、役割として広報以外のことをやらせる、やるということを書く必要は全くないと私は思っているんで、さっき言ったように、現在の表現は反対ですということです。

議長 すみませんけれども、再度検討のほうよろしく願いいたします。

副議長 結局はタブレットをもう少し有効活用していくのにはどうしたらいいとか、もっとデジタルでやりやすい環境をつくるのにはどうしたらいいかというのを考えるための広報であって、そこまで飛躍して、デジタル採決とか全部に関わるような、全部にはみんな関わりますけれども、そこまで大きなことを広報委員会のほうで担ってやろうなんていうあれではないというのは理解していただきたいなと思うんです。協議調整と、推進というのは進めていくことですから、そういう使いやすい環境をもっと、有効活用していきましょうということです。

花島議員 そこがそもそもずれているんです、私の感覚と。要するに、デジタル化が何でもいいと思っているからそんなことをおっしゃるんでしょう。実際、何が問題で、どれをどういうふうに解決するかということが大事なんであって、デジタル化を入れることが大事じゃないんです。多くのことがデジタル化で解決するのは私も分かります。何しろ、私、長年コンピューターを使ってデジタル処理をしてきた立場ですから。でも、逆にいうと、無理にデジタル化する弊害もたくさん見てきました。だから、タブレットを有効活用すると言ったって、例えば人によって違うんです。私なんかタブレット、これというのは議会関係だけで、文書づくりとかは全て自分のパソコンでやっています。こんなやれと言われたら冗談じゃないという話なんです、やりづらくてしょうがないから。

（「話がデジタル化反対になっています」と呼ぶ声あり）

花島議員 デジタル化反対じゃないんだよ。だから、それが違うんだって。広報委員会は広報委員会の仕事だけを議員としてやって、提案するのは勝手に提案したらいいですけども、役割として公の文書で与える必要は全くないというのが私の考え方なんです。それだけなんです。だから、やるなと言っていないです。書くなと言っているだけです。役割をつくるなということ。それだけです。

議長 花島議員、文書のほうを検討しますということで、それでよろしいでしょうか。

ほか、よろしいですか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。

渡邊議員 すみません、これハラスメントのほうも入っているんですね。

議長 はい。

渡邊議員 ちょっとハラスメントの部分で確認したいところが1点あったんですけども、このところちょっと何かいろいろと議員の倫理的な問題が出ているのかなと意識しているんですが、文言の中に、今回のところと戻ってしまう部分があるんですけども、第3条の部分のところに高い倫理観を持ちというふうに書かれているんです。この倫理観というのは、きっと地方自治法に含まれている倫理観とか、もしくは、あとは那珂市の政治倫理条例とかなんかに含まれている倫理観の部分だと思うんですけども、これと

の整合ってどのように考えているのかちょっと聞きたかったんですが。要は、変な話、今いろいろなところで倫理のところを書かれているんですが、その倫理がきちんと守られていないのではないのかなという感がするんです。だから、ハラスメントは当然大事、それも大きく考えると全て倫理の中に含まれてしまうものだと思うんです、ハラスメントも。今回はこのハラスメントに特出した条例なんですけれども、そもそもの倫理観の部分というのをどうこれから、考えていかなきゃまずいのかなという、ちょっと投げかけも含めてなんです。

(発言する声あり)

渡邊議員 そこをきちんと分かるように改めるべきなのかな、議員の中でも。

議長 確かに渡邊議員の言っていることは分かりますけれども、やっぱりそれは、先ほどから皆さんが言われているように、個人の意識の問題もあると思うんです。その辺をどうしていくかという部分も踏まえた上で今この条例をつくるということですから、まずつくってみて、前も大和田委員長が言いましたけれども、もし何かあった場合にはその文書を変えていくという部分もありますので、まずはこれで一回やっていきたいという部分の話がありましたので。

笹島議員 ちょっと俺が危惧するのは、第6条なんだよね。議長は、議員がハラスメントの認定をした場合には、ハラスメントした議員の氏名を公表するということなんです。これ、議長が認定するということであって、本来氏名を公表するというのはとても危険なことだと思うんです。公表したためにどういうハラスメントをしたのかとマスコミも追及してくるかもしれない、大騒動にするかもしれない、そういう一理もあるよね。今言っていた、その中で誰が認定するのかということ。本来だったら、認定するというのは、大体一般的には、政治倫理審査会とかなんかつくって、それで認定してということなんですけれども、これ曖昧過ぎる、公表するという。要するに、罪と罰が、曖昧にし過ぎているんじゃないか。まずい面がここに出ているんじゃないかな。要するに、もうちょっと言わせてもらおうと、じゃ我々議員が加害者になり得るのかと、被害者は職員なのかと、職員の人たちによっていろんなものがつくられるかもしれない。笹島猛が気に食わないから少しちょっと刺してやろうという場面も出るかもしれない。そうすると、周りの人が二、三人でそうだそうだと、これはパワハラだと認定されるかもしれない。非常に曖昧で危険なところがあるんです。ですから、今言っていた氏名を公表すると、これいかなものかなと。要するに、正式に、本当に、今言っていた政治倫理審査会か何かに認定されたんだったら分かりますけれども、誰がこれを認定するんだと。

(「第5条」と呼ぶ声あり)

笹島議員 第5条か、そっか、そうだね。

(「議長が1人で決めるわけじゃない」と呼ぶ声あり)

渡邊議員 ちょっと笹島議員のおっしゃることも理解できるんですが、そもそもがハラスメン

トを行うという前提の話なのかなと聞こえてきちゃうんで、ハラスメントを行わなければいいんですよというところがちょっと。まだ終わっていません。

笹島議員 反論。

渡邊議員 反論じゃないです。まだ終わっていないです、僕。

笹島議員 終わっているんだって。

渡邊議員 終わっていないですから。

それで、確かに笹島議員おっしゃるように、いろいろな、誰が相談するんだと、どこで発信出すんだというのはこの条文に書かれているんですけども、第4条に書かれている相談窓口、これちょっと、前回職員がやるとか、誰がやるのかというのがいろいろと議論があったのかなと思うんです。ここって、最終的にこれ別にきつと定めるようになるのかと思うんですけども、誰を相談窓口に充てるのかを想定しているのかちょっとお聞きしたいんですが。

次長補佐 こちら、議会事務局の職員になるかと思います。

渡邊議員 となりますと、ここってやはり職員がやるというんな負担があるんじゃないかなというのが、お話があったと思うんです。変な話、ここで相談を受けた人に対して、今度加害者となった人がまたここに、職員に対してパワハラをかける可能性があるんじゃないかなと思うんです、身内がやったのでは。であれば、この相談窓口は職員ではなくて、第三者とか、もしくは弁護士とか、そういう外部団体のほうが職員に対する負担って少なくなるんじゃないかなと思うんです。これについて、後できちんと、もしできるのであれば考え直してほしいなど。職員ではなくて外部にお願いしたほうがいいと思うんです。

以上です。

笹島議員 それを言いたいんです。やっぱり外部団体、あくまでも職員だとやっぱり職員の味方をする、議員だったら議員の味方をする。本当に中立的なもの、これはこれからそれを探さなきゃいけない、これ結構大事なことなんです。氏名まで公表されるわけですから、その議員が政治生命を失うかもしれない。皆さん簡単に考えているかもしれない。セクハラだパワハラだという、今非常にはやっているから、そういう風潮になっているかもしれない。でも、そういうふうには認定された人は大変なことになるわけです。だから、するまでは慎重に、第三者というのはきちんと設けていかないと、あまり軽く、甘く考えちゃいけないですよ。あまり簡単につくるものじゃない。しっかり詰めてつくってほしいです。

以上です。

桑澤議員 ちょっと私のほうは、第8条のほうに、「議長はハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない」と書いてあるんですけども、そもそも研修に参加しなかったような人というのはどうするのかとか、あるいは参加しな

ければ、これしなければならぬですから、追試をさせるとか、別途個別に勉強させるとか、そういったことまで入れなければあまり実効性がないのかなど。やっぱり教育しなければいけませんよね。なので、第8条、これを設けるのであれば、しなければならぬであれば全員必ず受ける。もし出席できなければ別途個別で受けるというような方法も入れられたほうがいいんじゃないかなと思います。

議長 内規で。

よろしいですか。

原田議員 質問なんですけれども、ハラスメント、誹謗中傷とかそういうことがメインなのかなというふうに思うんですけれども、これって何か、ハラスメントされたとなったときに、訴えるときに、どこかに相談とかするときに、ただ言葉だけで、されました、されましたとなったやつも取り合うのか、それともちゃんと、何かある程度証拠とか、そういうものがあれば取り合うという感じなのかというのが疑問に思っていて、何かただやられましたやられましたで全部取り合っていたらすごく煩雑になっちゃうかなと思うんで、その辺どうなのかなというのをお願いします。

大和田議員 ただ言って、窓口で相談して、誰々に言われたとか、そういうんじゃなくて、しっかりとチェックシートみたいなものがありまして、そういうのもつくって、相互聞き取り、口で言っちゃうとあれかもしれないので、そういうのも、チェックシートも用意してありますので、そこら辺は大丈夫なのかななど。ただ、言った言われぬというのが、多分それは出てきてしまうと思いますが、それはしっかりと。先々、いろんな手順を踏まえて、第三者委員会も含めて、最後は、進めていくという感じで想定していただければと思います。

遠藤議員 今出たチェックシートってどういうものかって我々見られるんでしたっけ。

今見られないということですが、やっぱり私もそういったところを危惧しているんです。我々議員というのは市民の代表だから、いろんなことを発言できる、幅広い権限があると思うんですが、執行部の方々にお話をしていくに当たっては、例えば今の事務事業に何ら問題はないと感じている場合は何も質問することもないし、質疑することもないんです。ただ、市民の声を代表として、今やっていることはもう少しやるべきだとか、今やっていることはやめてくれとか、そういうことを、今やっているものにいろいろと提言をしたり、指摘をしたりすることが非常に、場面が議員って多いわけです。そういうときに、なかなか、これやってね、今すぐやりますと、なかなか言う場面ってほぼないわけじゃないですか。そこで議論が必要なんです、議論をしていく段階で本当に穏やかな口調だけでなくとどろいけるかどうかというのは、なかなかそれは人間なんで難しい部分が多々あると思うんです。ただ、それは、例えば、ごめんなさい、駄目な例として、ばかやろうとか、そんなことを言っちゃ駄目なのは当たり前なんです。当たり前なんで、そういうのはまさしく高い倫理観でもってやるしかないんですけども。ただ、やっぱり

それが人によって、場面によっては熱くなる、議論が熱くなるのがやっぱりあり得るので、そういった意味では、それをハラスメントと、第2条第3項に規定はされていますが、この場面で向こうがハラスメントって感じたら、みんなそれが、今チェックシートを見ていないから分からないですけれども、そういうふうにハラスメントを受けたと言われる可能性はやっぱりあるわけで、そのところで、もし議員が市民の声をしっかり代弁して、議論をきっちりきっちりしていく中で、それがあまりそういうふうに思われぬように議員も気をつけるんですが、そういうふうに言ったつもりはないんですけども、向こうがハラスメントだというふうに言われた場合、この条例が機能してしまうわけです。ある意味、場合によってはまさしく議員の首を絞めることになりかねない部分は、僕はやっぱり大いにあると思っているから、この条例そのものがやっぱり本当に必要かどうかというのは、常に僕はちょっと冷静に見ているわけです。

ただ、ちょっとお聞きしたいのは、そういうときに審査会、第5条のハラスメント審査委員会って、これはどういうメンバーを想定している、何人ぐらいの規模ですか。

次長補佐 こちらにつきましては、市のほうで政治倫理委員の方がいますので、そちらの中から全部お願いするのか、何人かお願いするのか、そういうのを今は想定していますけれども、内規の中でこちらは決めていくことになると思いますけれども、政治倫理委員の方を考えているということを議会運営委員会の中では話しております。

遠藤議員 まさしくこれって調査とか確認をしてくれるところだから、非常に第三者的に、客観的に見てもらわないと、客観性をかなり担保しなきゃいけないと思いますけれども、それでもって、本当にこの調査というのがどこまでどうできるかというのはちょっと不透明で心配だなというところと、第6条の公表までする必要性がどうかというのは、やっぱり説明を受けたにしても、こちらちょっとどういうもんかなというふうに私自身は思っています、必要性があるかどうか。それは懲罰的な意味合いなんですか、これって。

大和田議員 どちらかという、そういう意味合いだと思ってもらっていいと思います。

遠藤議員 やっぱりそこまで我々議員が議員立法でというか、議員自らそこまでやる必要があるかどうかというのは、僕は結構懐疑的なんです。説明はしていただいていますけれども、一生懸命議論してくださったのは重々分かります、努力は。ただ、本当にこれを今つくる必要があるかどうか、つくるべきかというのは、かなり慎重に私は考えています。以上です。

小宅議員 すみません、今の遠藤議員のお話で、必要と認めるときというところなんですけれども、例えば、先ほどの暴言があったとか、その程度のことでの公表ということではないと思うんです。例えば、南城市の市長みたいな、もう本当に大変な事態があったとか、あとはフジテレビのような、ああいう企業が吹っ飛ぶほどの大きな事案、案件が大きいというようなことを議長が判断した場合のみだというふうな理解でよろしいんですよね。

花島議員 今、議長の判断による公表の話なんです、審査会が公表に値するかどうかを何か調べるべきじゃないですかね。議長の個人的な判断で公表というのはちょっとどうかかと。公表は議長の名でやるものだと思っています。ただ、よく読んでも、公平かどうかは審査会が判断するって、ちょっと私見つからないんです。

小宅議員 条例とかって、ほかの条例もそうですけれども、市長がとか、市長が必要と認める場合はとかという書き方なんですよね。市長が実際判断するわけではないですよ。そういうことなんです。市長名でやるということで、条例ではこういう書き方をすること、理解を私はしています。

花島議員 私はその考えには納得できないです。やっぱり審査会の役割として公表する水準なのかどうかというのを判断すべきだと思っています。幾ら慣例だからといって、議長だから言えるんだとか。実際そういう意見がありましたよね、去る委員会がけしからんとか言って、議長の責任まで言及して、議長が何言っているんだという顔した。それは議長が任命しているからだと言ったんだけど。だから、そういうのが紛れがないようにしたほうがいいと思っています。

ただ、私は条例をつくること自体に反対じゃないんですけど、何でかという、パワハラに近いものを実際に見ているし。ただ、逆にいうと、その原因になったのは市の職員がいい加減なやり方ではぐらかしたからなんです。それで引き金引いちゃって議員のほうで暴走したと、途中で止めようかと思ったんですけど。だから、双方あるんです。例えば、ハラスメントというのは相手をなじることじゃなくて、言っていることをまるっきりずれた答弁するなんていうのだから場合によっちゃハラスメントなんですよ、僕から言わせれば、倫理的な。だから、じゃそれを訴えられるようにしろということではないです。ないですが、やっぱり慎重に考えなきゃいけないと思っています。そういう場面になったら、お前の言っていることは私の答弁にはない、答弁になっていないとか言って、それを何度も繰り返したらハラスメントだと言われたら困るわけです。だから、私、条例案が示されたときに、世間でいう、やられたほうがハラスメントだと思ったらハラスメントだという定義は駄目だと言いまして、条文にもその意図を加えてもらったので、そこは評価しています。

以上、意見を言いました。

笹島議員 これ、大和田議員にちょっと聞きたいんですけども、あくまでも議員が加害者になるケースが多いんであって、被害者があくまでも職員と、職員を守るためということになるのかな、でしょう、この考えは。職員からもあるのか。

大和田議員 逆もあり得る条例になっています。

笹島議員 例えば、具体的に。

大和田議員 例えばというか、例えばというところから分からないですけども、議員が被害者になって、職員が加害者になる場合もあります。というのも想定しての条例になってい

る。

笹島議員 例えの話、1つでもいいから。

大和田議員 議員間もそうです。議員間の中でもそういった。あくまで市役所内での。

笹島議員 どうですか、皆さん、何か首絞め合いをやって苦しくならないですか、こういうふうにして。条例をつくって、皆さんで首を絞め合ってという。あと、人間として委縮していくという、これを言っちゃいけないとかやっちゃいけないとかと、ならないと思わないか。どんどん人間が小さくなっていく。

副議長 逆の考え方もあると思うんです。相談窓口をこうやってしっかり設置しておくことによって、直接、例えばそういう問題が起きた場合、マスコミにリーク、それもやればできちゃうんですけれども、マスコミに直接言っちゃう方法もあるし、弁護士に直接相談しちゃう方法もある。ただ、相談窓口が適切に設置できれば、ワンクッションここで判断、お守りじゃないですけれども、ここで1回考えることができるという窓口なのかもしれないという考え方もあると。

笹島議員 一番大事なのは度合いだと思うんです。今言っていた。その度合いを線引きしてできないじゃないですか。どれだけの、あと人それぞれの受け取り方がいろいろあって、非常に難しい場面ですよ。これ、どういうふうに判断していったらいいんですか、それは、逆に言えば。非常にそれで、多分皆さん困惑すると思うんです。いざその場面になったら。誰が判断して行って、どの基準だという。

大和田議員 それをやっぱり窓口を通して第三者委員会等に委ねて、また、先ほど大きなことになったら逆に何で言わなかったんだなんてマスコミに逆にたたかれる可能性もありますので、そういったのも含めて第三者委員会に投げて。その度合い、分かります。分かりますけれども、やはり。ご理解賜りたい。

議長 すみません、執行部の案件もごございますので、この件に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、総務生活常任委員会、小池委員長より報告をお願いします。

小池議員 総務生活常任委員会より報告いたします。

本日、環境課よりごみ指定袋について説明があります。ごみ指定袋については、6月26日に全員協議会で執行部より説明があり、27日の全員協議会で、常任委員会で記名、無記名について協議をすることになりましたので、経過等を含め、執行部に説明をお願いしたところでございます。説明が終わり次第、議員の皆様にご意見を頂戴したく、議員間討議の時間を予定しておりますので、本日はよろしくようお願い申し上げます。

議長 総務生活常任委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時10分）

議長 再開いたします。

続きまして、令和7年人事院勧告に伴う条例について、一括して執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明資料をご覧ください。

令和7年人事院勧告に伴う条例整備等について、議案第65号から第67号までにつきましては関連がございますので、一括でご説明をさせていただきます。

1、経緯でございます。

令和7年8月に発出された人事院勧告に準じて、去る11月11日に給与関係閣僚会議を経て閣議決定されました。この勧告内容を実現するべく、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

2、目的です。

具体的には、議案第66号 那珂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例としておりますが、内訳としまして、（1）那珂市職員の給与に関する条例、給与条例、それと那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業職給与条例を改正いたします。次に、（2）議案第65号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、任期付職員条例でございます。最後に、（3）議案第67号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、会計年度任用職員給与条例のそれぞれの条例を改正するものでございます。

3、改正概要でございます。

（1）給与条例及び企業職給与条例関係でございます。アの給料表の改正では、人事院勧告における官民較差3.62%、額で1万5,014円になりますけれども、こちらの解消のため、若年層に重点を置きつつ、再任用を含む全職員について改正するものとなっております。月例給の改定につきましては、令和7年4月1日から遡及して適用いたします。

次のイの賞与支給月数の増につきましては、人事院勧告に基づき、全職員の賞与の支給月数を年間で0.05月増するものでございます。

次のページにまいりまして、ウの通勤手当額の改定につきましては、人事院勧告に基づき、通勤手当の支給額を表のとおり増額改定いたします。また、これまで60キロ以上の区分まででございましたが、100キロ以上の区分を上限とし、5キロ刻みで新設をしております。

次に、(2) 任期付職員条例関係でございます。次のページにまたがりませんが、任期付職員についても給料表の改定と当該条例で別途定めている特定任期付職員の賞与の支給月数について、年間0.05月分の改正を行うものでございます。

続いて、(3) 会計年度任用職員給与条例関係でございます。会計年度任用職員につきましても、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じまして改正を行うもので、期末勤勉手当についても一般職の職員と同様となります。

4 ページからは参考資料としまして、給料表の改正内容などについて添付しておりますが、5 ページの最後、3) 平均影響額についてご説明をいたします。

①給料表の改正に伴う影響額として、表の一番上の行政職を例に取りますと、月額で1万804.29円、地域手当の跳ね返り分324.12円と合わせまして、1人当たり平均で月額1万1,128.41円増額することとなります。その下、②期末勤勉手当につきましては、一般職の行政職で、1人当たり年間で1万8,529.95円の増額となります。

これらの条例の改正を3件の議案としておりますが、議案ごとの詳細な説明は割愛をさせていただきます。

この条例3件と補正予算2件の議案につきましては、年末調整とあわせて年内の支給を想定しているために、12月議会の初日での採決をお願いしているところでございます。

なお、この人事院勧告実施に係る補正予算額は、この後の説明となりますけれども、一般会計で1億3,560万1,000円、介護保険特別会計で261万7,000円となっております。

最後に、11月21日に議会事務局からラインワークスにてご案内したところでございますけれども、特別職に係る条例改正につきましては、国において本案が示され次第、改めて議案提出させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

花島議員 一般質問でいろいろ聞く予定だったんですが、一般質問で聞くことを若干残しつつ、幾つか聞きたいと思います。

まず、人事院勧告では駐車場の料金について言及しているんですが、今のお話では駐車場の料金について、通勤手当の中に組み込むんですけれども、国家公務員は、考えているんでしょうか。

総務課長 人事院勧告でそのような内容が盛り込まれておりますが、具体的な法案についてまだ示されていないので、今回は条例改正の中には含ませていないというところでございます。

花島議員 もう一つ聞きたかったことは、国の閣議決定は済んでいるんですか。

総務課長 11月11日に閣議決定はされております。

花島議員 あと、人事院勧告というのは民間との比較ですが、比較基準が大分変わりましたよ

ね。それについて、市のご意見はいかがでしょうか。

総務課長 現行の人事院の比較対象となっている企業が大体企業規模50人以上で比較していたというところがございますけれども、今回の見直しにつきましては、企業規模100人以上と比較ということとなっております。国のほうで比較基準を大きくしたということにつきましては、市のほうでもそれを適正に反映させていくという考えでございます。

以上です。

花島議員 その比較の企業規模については、昔、逆だったんですよね。それが戻ったというか、何なんだという感じがしますが、それは置いておいて、ほかにも聞きたいことがあるんですが、一般質問で聞くことがなくなっちゃうので、以上にしておきます。

議長 よろしいですか。

ほか、なければ。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、令和7年人事院勧告に伴う補正予算について、一括して執行部より説明願います。

初めに、財政課長。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか、関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号をご覧ください。

議案第74号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第5号)について、ご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,560万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ260億9,443万6,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正になります。

変更になります。

事項、菅谷東小学校仮設校舎リース、補正後限度額2,640万円。なお、期間につきましては補正前と同じになります。

7ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金79万7,000円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億3,480万4,000円。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費254万3,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,350万6,000円。12目支所費27万円。

9 ページをお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税费、1 目税務総務費629万6,000円。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費447万3,000円。

10ページをお願いいたします。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費13万3,000円。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費21万円。

11ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費886万3,000円。8 目介護保険費247万6,000円。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費83万6,000円。3 目保育所費587万5,000円。

12ページをお願いいたします。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費174万3,000円。

13ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費707万4,000円。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費762万6,000円。

14ページをお願いいたします。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費267万9,000円。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費394万1,000円。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費1,019万円。

15ページをお願いいたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費664万円。3 目教育指導費341万8,000円。

16ページをお願いいたします。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費287万1,000円。2 目公民館費130万2,000円。4 目歴史民俗資料館費177万5,000円。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費86万1,000円。

なお、今回の歳出補正予算につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の補正となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 次に、介護長寿課長。

介護長寿課長 介護長寿課長の鈴木です。よろしく申し上げます。

議案書の第77号をご覧ください。

議案第77号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6万5,000円。

5款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3万2,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金244万4,000円。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）3万2,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4万4,000円。

歳入補正予算につきましては、歳出補正予算との関連におきましてそれぞれ増額する内容となっております。

歳入の説明につきましては、以上となります。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費244万8,000円。

4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費16万9,000円。

歳出補正予算につきましては、人事院勧告に伴い人件費を増額するための補正予算となっております。

介護長寿課の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

ただいま説明がありました人事院勧告に伴う関係条例の改正、補正予算についての質疑、討論の通告締切りは12月2日、火曜日の正午までといたします。

なお、人事院勧告に伴う関係条例の改正、補正予算につきましては、本会議初日に上程、質疑、討論、採決まで執り行いますので、ご承知おき願います。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時26分）

再開（午前11時28分）

議長 再開いたします。

続きまして、公共施設等マネジメント計画第2期行動計画の作成について、執行部より説明願います。

管財課長 管財課長の飛田です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明のほうさせていただきます。

それでは、管財課から公共施設等マネジメント計画第2期行動計画の策定についてをご説明させていただきます。

皆様、お手元のタブレットのほうの資料の1ページ目をお開きになっているでしょうか。

それでは、資料の説明に入らせていただく前に、本計画、約10年前に策定をしているんですけども、そのときの背景を簡単にお話させていただきますと、本市を含め、全国の自治体が一斉に公共施設等マネジメント計画の策定を進めました。これは、少子高齢化時代を迎えまして、自治体の財政悪化等により公共施設に対して十分なメンテナンス、施設の更新ができなくなると、将来についてはさらに困難な現実が予見されてきたということがございまして、そういうことが社会問題化してきたことを受け、国のほうが地方公共団体においても、それぞれの実情に沿った計画を策定して対策を取ることを要請、促してきたといった背景がありました。

それを受けて、本市も本計画を策定したという経緯がございます。

また、本計画に掲載しておくことで、公共施設を取壊しする際の起債なんかの対象になるといった背景もございました。

そういった背景を踏まえまして策定して、今回第1期行動計画の期間が終わりまして、第2期行動計画のほうを今回策定するといったことになってございます。

概要のほうはちょっと飛ばさせていただきます、2番の計画改定の内容のほうをご覧ください。

本計画は2部構成になっております。計画全体の期間が30年、平成27年度から令和26年度の目標値を定めた公共施設等マネジメント計画の本編と、その30年間を10年間ずつに区切りまして、その期間の具体的な取組の目標を定めた行動計画から構成をさせていただきます。今回の計画改定の内容は、公共施設等マネジメント計画、本編のほうは計画の骨格は踏襲しまして、財政状況や人口推計等の数値の更新、時点修正を行っております。第2期行動計画のほうは今回改めて、初めて、第1期行動計画に代わりまして策定するものでございますけれども、こちらのほうは第1期行動計画中の実績を検証した上で第2期行動計画の策定、計画期間が令和8年度から令和17年度で取り組む内容をまとめています。

それでは、2ページをご覧ください。

なお、説明のときのページ数、これ以降ページが2段になっているところが出てくるところがあります。一番下の大きなページ数のほうでご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、4ページのほうをお開きください。

こちら中段部分、「今回から」と始まる1段落を追加しております。

5ページにまいりまして、公共施設等の機能別分類表について、表中の施設について、令和6年度末の状況に更新をしております。

6ページにまいりまして、上段の分類別延べ床面積のグラフ、下段の築年数整備状況のグラフについて、令和6年度末の状況に更新をしています。分類別延べ床面積については、多い順に、学校施設、公営住宅、庁舎等の順に続いております。学校施設がおおむね半数を占めている状況について変わりはありません。築年数整備状況については計画策定当初の平成27年度には築年数が30年を超える施設が37%でしたが、今回は77%となっており、老朽化が進んでいる状況です。

7ページの上段の耐震化のグラフ、下段の借地の状況の表を令和6年度末のデータへ更新をしております。

8ページ、9ページも同様に、データを取得できる直近のデータへの更新を実施しております。

10ページにまいりまして、総人口、年代別人口の推移と将来人口について、社人研の数値を直近のものへ、グラフ等の数値を更新させていただいております。人口推計につきましては、計画策定当初の平成27年時の推計では2040年、令和22年ですけれども、人口が4万2,625人まで減少する見込みをしておりましたが、今回の人口推計値は4万6,290人と、当初の見込みよりも上方修正された数字になっております。

10ページ下段が年齢階層別人口の推移と高齢化率予想のグラフになって、こちらについても数値を更新しております。

11ページから12ページにかけて、市の財政状況のグラフについて。令和5年度までの数値にグラフを更新しております。

13ページ。こちらのほうが公共施設の更新費用についての試算推計のグラフというものになっています。こちらは、計画策定時から40年間の更新費用の試算結果を基にしたものになってございます。こちらは総務省が作成した計算ソフトに基づく推計になっておりまして、築30年で大規模改修、築60年で建て替えをした場合の試算に基づくグラフになっております。こちらのグラフについては、計画策定当初に公共施設をこのまま全て維持することは難しいという根拠のグラフになっておりますので、こちらのほうは数値をいじらず残させていただいております。

14ページにつきましては、耐震化未実施施設について、取り壊しを実施した市営住宅等の面積について、数字を修正しています。

15ページ下段については、第1期計画期間中に実施した主な改修事業について記載してございます。

16ページ以降に公共施設等全体の管理に関する基本的な方針を記載してございまして、

この部分については、基本的な内容については修正はしてございません。

17ページ中段から下段にかけて、本計画の目標数値の設定の根拠について記載をしております。計画期間の30年間に公共施設延べ床面積について15%の縮減を目指す目標となっております。この設定根拠は、下段の四角の中に記載しております。赤字となっておりますが、今回内容の修正をしたということではなくて、表記について、計算の過程が分かるように修正をさせていただいております。数値自体を動かしているものではございません。算定の内容ですけれども、計画策定時の県民1人当たりの公共施設保有面積3.3平米に、本計画期間末、2040年時点の想定人口を乗じて算定した面積を縮減後の公共施設保有面積として算定したものになります。計画策定当時の2040年時点の推計値が4万2,625人となっておりますので、これに3.3を乗じたおよそ14万1,000平米を縮減後の延べ床面積として、計画策定当時の公共施設総延べ床面積16万6,000平米との差分の割合である15%を縮減目標としている考え方になります。

なお、後ほど詳細のご説明をいたしますけれども、第1期行動計画期間中の縮減率は2.3%という形になってございます。

この1人当たりの公共施設保有面積について、参考までに県内の状況の数字を申し上げますと、参考指標として令和5年度末の公共施設状況調査というものの数値を参考に申し上げますと、本市は市民1人当たりの公共施設保有面積が3.05平米、四捨五入すると3.1平米となっております。これは、県内44市町村のうち施設保有面積が少ない市町村から数えて10番目の数字という形になっておりまして、あくまでも現時点ですけれども、比較的少ない状況に位置しているのかなということが言えるのかなと思っております。

令和5年度時点の茨城県内の公共施設保有面積の県民1人当たりの保有面積は、約3.5平米という形になっておりまして、計画策定時の面積、平均の保有面積3.3平米だったんですけれども、県内全体では若干増えているような形になっております。ただ、昨今様々な市町村で小中学校の統廃合をはじめとした公共施設の統廃合計画の事例が多く見られ始めております。今後、ほかの市町村の施設保有面積の数字も減ってくるのかなということもありまして、このような状況を鑑みまして、本市としては当初立てた15%の削減の目標数値ということについては今回も修正せず、引き続きこちらの数字を目標値としていきたいというふうに考えております。

資料18ページから20ページまでの記載内容については、特に加筆修正等はありませんけれども、21ページに本計画で建物の構造区分ごとに目標使用年数を設定しております。昨年度の全員協議会においても目標使用年数の根拠についてのご質問等があったことを踏まえまして、その考え方を記載した表を追加させていただいております。本計画の目標使用年数ですけれども、鉄筋コンクリート造等の非木造建築物が65年、木造が40年の設定をしております。これについては、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方というものを参考にさせていただいております。目標耐用年数の級というものを参

考に使用させていただいています。鉄筋コンクリート造を例にご説明いたしますと、中段の表で、学校、官庁の普通品質の場合はY o 60以上の欄というのを採用してごさいませけれども、下段のY o 60年の欄を見ていただくと、目標耐用年数の範囲です、こちらが50年から80年という範囲になっております。この中間値の65年というところを採用して本計画の目標使用年数としております。木造についても、この範囲の中間値を採用して40年の目標使用年数ということにしてごさいませ。建物については、手の入れ方によってさまざまな個別な状況、違いが出てくるというのは承知しておりますけれども、計画には何らかの標準的な指標となるものを設定ということが必要なのかなということでこのような設定にさせていただいております。

以上が計画の本体部分の改定内容になります。

続いて、第2期行動計画のほう、23ページ以降の説明をさせていただきます。

資料24ページのほうをご覧ください。

こちら目次になっております。

本計画、行動計画の構成はご覧のとおりですけれども、公共施設等課題のマネジメントの視点等公共施設等全体の管理に関する基本的な方針を書いている26ページまでの記載内容については、基本的に第1期行動計画の内容を踏襲しております。

27ページ以降の第1期行動計画の検証と32ページ以降の第2期行動計画の内容が今回新たにつくっている内容ということになります。

それでは、25ページのほうをご覧ください。

この第2期行動計画の計画期間ですが、初めのところに書かせていただいているとおり、令和8年度から令和17年度までの10年間ということになっております。

27ページ中段のほうをご覧ください。

第1期行動計画期間中の検証について記載をしております。

第1期行動計画期間中の達成状況ですけれども、施設保有面積の推移と削減目標では、平成27年度から令和7年度までの11年間に実施してきた内容について振り返りをした内容を記載しております。第1期行動計画期間中に削減した公共施設の延べ床面積は3,755平米となっております。令和6年度末までの総延べ床面積の縮減率は約2.3%という形になっています。

(2) 方向性別取組の達成状況ですけれども、第1期行動計画において廃止、集約、転用の方向性を設定した35施設について、28ページ上段の対応状況一覧表にまとめてごさいませ。廃止対象の16施設については、解体12施設、譲渡が2施設、未達成が2施設となっています。集約の対象の13施設については、解体が7施設、譲渡が1施設、転用が1施設、未達成が3施設となっています。転用対象の6施設につきましては、譲渡が1施設、転用が5施設という形になっています。

28ページ中段以降は施設分類別の取組状況について、各施設類型ごとに記載をしてお

ります。市民文化施設の施設数は1施設減、保有面積は1,758.01増。内容としましては、戸多地区交流センター、下菅谷まちづくり集会所、旧木崎地区交流センターを廃止しました。さらに、菅谷地区交流センターを菅谷学童保育所に転用しました。ふれあいセンターすがやを新設しましたということで記載をさせていただいております。以下、施設類型ごとに取り組んだ内容について、2番のスポーツ・レクリエーション施設、3番の学校教育施設と区分ごとに⑨のその他まで、29ページまで、中段まで記載をしております。

また、これらの取組について大分類別に整理したものが29ページの表になっていて、第1期行動計画期間中に削減した面積は、先ほども申し上げましたが、29ページ下段の表2の計3,755.02平米という形になっています。

施設ごとの取組をまとめたものが30ページからになっていて、表3という形になります。

この部分までが第1期行動計画期間中の取組についてまとめた内容になっておりまして、その内容を受け、第2期行動計画の策定に当たり、これまでの課題を整理した内容が31ページ中段から32ページ中段までの記載内容になります。

先日、総務生活常任委員会からの要望書のほうの提出もございましたが、その中において記載いただいた内容について、こちら、第2期行動計画期間中の中に取り組んでいく内容として盛り込まさせていただいております。31ページの中段部分、こちらの部分に第2期行動計画策定に当たっての課題についてを記載しておりまして、1つ目として、さらに進んでいる公共施設の老朽化の問題。2つ目としまして、今後、生産年齢人口が減少していくことに伴い、ますます厳しくなることが予想される財源の問題と。3つ目としまして、情報共有、情報提供について、こちらも総務生活常任委員会から要望いただいている内容でございますけれども、公共施設マネジメントを進めていくための市民への情報提供をやっていくということ。4つ目として、さらに市内の推進体制を整備しまして公共施設の効率的な管理を進めるため、包括施設管理業務、委託の導入等を検討していく。こちらのほうを、4点、課題を上げて、第2期行動計画期間中に取り組んでいくための方針ということで記載をしております。

こちらを受けまして、第2期行動計画の内容については、32ページの中段からになります。

なお、ここからの内容については、市が目指していきたい、目指す方向性を示したものになっておりますので、全ての施設について、関係者と打合せをしてご了承をいただいているものではなくて、今後計画期間中に定めた方針に沿って取組を進めていきたいという内容になっております。

初めに、第2期行動計画期間中において重点的に取組を進める施設として、3つのグループに整理をしております。1つ目が、第1期行動計画期間中に廃止、集約の目標が未

達成の施設として6施設。2つ目として、第1期行動計画期間中は長寿命化の推進等に区分をされておりましたけれども、廃止、集約、転用等の検討を要する施設として11の施設。3つ目のグループとして、第2期行動計画期間中に建物の使用目標年数に達する施設ということで10施設。こちらのほうを第2期行動計画期間中に目標を設定して取り組む施設として整理をしております。

33ページ中段から適正配置による総量縮減の項目がありますけれども、ここでは第2期行動計画期間において施設分類ごとに廃止、集約、転用、複合化を検討する施設をまとめております。表4が廃止、集約、転用、複合化を検討する施設の一覧になっておりまして、こちらのほうでご覧いただくと、廃止10施設、複合化が3施設、集約が5施設、転用が1施設、検討中が3施設、長寿命化が1施設、合計で23施設という内容になっております。

33ページの中段のほう、もう一回戻っていただいてご覧いただきたいんですけども、廃止、集約、転用、複合化を検討する施設をまとめておるところですけども、こちらの表を使って主な内容だけご説明させていただきます。

初めに、市民文化施設ですけども、上宿第一区自治会集会所については廃止の方向とさせていただきます。こちら、建物のほうの方向性を書かせていただいておりますけれども、あくまでここで方向性というのは建物としての方向性でありまして、機能を廃止するということではないので、そちらのほうをご了承いただければと思います。こちらについては、上宿第一区の集会所については、建物の老朽化対応及び土地の有効利用を活用、検討するため自治会との協議を進めていきたいというふうに考えております。

社会教育系施設ですけども、中央公民館については複合化の方向性としております。現在の機能に庁舎機能を加えて施設の複合化を図り、必要な工事を進めていきたいというふうに考えております。

学校教育系施設ですけども、中学校プールの管理棟については順次解体をする予定になっております。学校教育系施設の小中学校の施設については、個別計画に基づいて長期間利用可能な学校施設は長寿命化を図っていきます。また、今後の施設の維持等については、更新予定の次期那珂市立小中学校適正規模化基本計画に基づき計画的に進めていきたいという形にしております。

子育て支援施設ですけども、菅谷保育所については、木造で地区30年を超えており、老朽化に伴う修繕箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行いつつ、継続利用や移転等の検討を行ってまいります。学童保育所については、老朽化による不具合等の修繕を行いまして、需要に見合った適正な施設規模を確保しつつ、学校施設の有効利用について協議を進めていきたいと考えております。この中でも、木崎学童保育所については、もう木造で築50年を超えているということもありますので、学校の有効活用ができないかどうかというのを今後検討していきたいというふうに考えております。子育て支援セ

ンターについては、こちらこの前もご報告を申し上げたところですが、施設内部の設備の老朽化が進んでいるために計画的に修繕を行いつつ、現在の機能の移転と施設の転用について検討するといったこととしております。

34ページにいきまして、保健福祉施設です。高齢者福祉センターについては、こども発達相談センターとの複合施設という形になっていますが、施設の機能整理など、今後の施設の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。那珂市シルバー人材センター事務所ににつきましては、老朽化が進んでいる施設のため、廃止に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。保健センターについては、既に複合施設と、社協が入った複合施設となっていますが、施設については引き続き個別計画に基づき長寿命化を図っていくと。

続いて、行政系施設にまいりまして、瓜連支所、瓜連支所分庁舎については、現在、瓜連支所利活用検討委員会において検討が進められておりますので、支所、支所部庁舎の行政庁舎としての用途は廃止し、廃止後の方向性については検討委員会で検討を進めますという表現にとどめております。公営住宅につきましては、表4に記載している4団地については集約とさせていただいております。額田第2、中宿住宅、上宿西住宅、かしま台住宅については、住宅の老朽化に伴い、入居者の安全確保の観点から、入居者の不安を招かないよう配慮しつつ、他住宅への集約を図ってまいりたいと思っております。そのほかの3団地の鷺内住宅、鴻巣住宅、静駅前住宅については、長寿命化計画に基づいて計画的な修繕を行ってまいりたいということです。

その他の施設に区分されるものですが、こちらの那珂市商工会の建物です。こちらについても、老朽化が進んでいるため、廃止に向けた検討を進めてまいります。また、しどりの里については、民間提案型を含めた活用方法を検討していきます。リサイクルセンター、こちらについても建物の老朽化等がございしますので、運営先と協議を進めてまいりたいという形にしております。

以上が第2期行動計画に取り組んでいく主な施設分類ごとの管理に関する方針になります。34ページ以降、38ページ下段まで、施設分類ごとの管理に関する方針を各施設分類ごとにまとめたものを記載してございます。時間の都合上、全てご説明はいたしません。後ほどお読み取りいただければと思います。

38ページ下段以降、長寿命化の推進、バリアフリー化の推進や環境配慮の基本方針、6の民間活用の積極的な導入については引き続き取り組んでいく項目として第1期行動計画に引き続き記載をさせていただいております。

以上が第2期行動計画の内容となります。

最後に、今後のスケジュールになります。

資料の1ページ目にお戻りください。

計画策定の経過と今後のスケジュールの欄です。

本日の11月26日が、全員協議会で説明、こちらまでが計画策定の経過になります。それ以降、今後1月にパブリックコメントを実施しまして、そちらのほうで大きな修正等ございませんでしたらば、3月にこちらの計画のほうを改定、公表といった形を考えております。

そのほか、今日の資料の40ページ以降に施設一覧を添付してございます。説明は省略させていただきますけれども、後ほどご覧いただければと思います。

管財課からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

渡邊議員 ちょっと確認と要望みたいなことをお願いしたいんですけれども、まず13ページなんですけれども、施設の更新費用のほうが書かれております。先ほどの説明の中では時点修正はされていないというお話でしたが、昨今の建設費等の値上がりを考えていくと、ある程度の時点修正、金額です、計画自体は構わないと思うんですけれども、変な話、建築資材が5割増しとか、下手すれば倍になっているとかというものもあるかと思われまので、この辺はある程度見込んでおいたほうが今後の説明がしやすくなるのかなと思いましたので一度ちょっとお話だけさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、19ページなんですけれども、こちらのほうにつきましては各施設ごとの類型ということで、その前に21ページに、これ委員会のほうで提言させていただいて、詳しい内容、説明資料をつけてほしいということをつけていただきました。ありがとうございました。

これ、建築学会のほうの考え方がこれになっているのかなと思います。おおむね普通品ということで60年、中間値を取って65年と、鉄筋コンクリートはしているのかなというふうに解釈しております。先ほど、19ページの部分なんですけれども、こちらのほうで公共施設マネジメント計画の中では一つのものとして考えているようなんですけれども、この中で、19ページの(3)のところに管財課と連携して各施設のほうの維持管理のほうを考えていくんだよというふうに書かれております。その下の部分なんですけれども、教育施設、公営住宅については老朽度を分析するために考えてありました。これが31ページのほうと連携するんですけれども、31ページは違いました。これは、変な話、お金の考え方の部分です。義務的経費が増加していますというのは、市の財政の部分で十分理解できるんですけれども、建物の維持管理というのはどちらかというと私は義務的経費なのかと、投資的経費ではないのかなと。ここに維持管理に要する投資的経費を有効に活用していくためというんですけれども、我々がちょっと視察に行ったところはどちらかというと政策的な、投資的経費ではなくて、どちらかというと義務的経費という形で維持管理を進めているように感じ取れました。というのは、やはり費用がこれだけ

かかって来るんだよ、建物がある以上はかかるんだよということで、もうそこは別枠として取っているということだったので、やはりこれというのは義務的経費として、建物がある以上は、その維持管理は義務なんだよと、だからその費用は最初から取っておくべきなんだよねというスタンスのほうが維持管理というのはしやすくなるのかなというふうに思いますので、これ意見として言わせていただきたいと思います。

議長 正午になりましたが、このまま議事を進めます。

渡邊議員 最後、26ページのところなんですけれども、21ページと連携するのかな。これについて、根拠づけということで先ほど資料のほうをいただきました。この中に、中段2の部分に各課建物の目標使用年数と書かれております。「なお」の先の部分なんです、「施設ごとに策定した長寿命化計画、個別において」ごめんなさい、これさっきのところですね。何かちょっとごちゃごちゃになっちゃった、ごめんなさい。1つあったんですけれども、マネジメント計画をつくりました、個別計画をつくります。でも、最終的に年数の決定や何かは個別の部分のほうでやりますよというふうに書かれている文言があったかと思うんです。ちょっとごめんなさい、ページ数があれなんですけれども。これというのは、今回根拠づけとして建築学会というある程度権威のある団体を基にして65年という制度を決めているのかなと思うんです。それが今度各施設によって全部ばらばらでいいですよというのはちょっと筋が違うのかなと思います。変な話、昭和につくられた建物と令和につくられた、最新のコミュニティセンターみたいなものではそもそも耐用年数の考え方自体も違うでしょうし、その当時の材質、コンクリートなんかも全然違うんですよ。それを一概にぼんと一列に並べるといえるのはいかがなものかと思しますので、この辺についてはもう一度整理をした上で、なぜ65年と定めたのか、それは建築学会という権威があるものを使ってやったんだよと、であれば、ほかのものもある程度整合を取るような形で計画をされたほうがいいのかということ、意見で言わせてもらいました。

以上です。

管財課長 何点かあったかと思えます。

施設のシミュレーション、財政のシミュレーションの部分もご意見いただいております。こちら、実は内部では何パターンかやっぱりシミュレーションは実際しております。今回、当初の計画でつくっているもの自体がそもそも30年で大規模改修、60年で更新といった建物、計算の根拠になっていて、これ総務省のソフトを使うとある程度のシミュレーションができるようになっているので、渡邊議員がおっしゃっていただいている建築費の高騰とかどのぐらい見込むかという設定の問題はあるんですけれども、シミュレーションはできる形になっています。ただ、当然、計画策定当初に出したものよりは老朽化が進んでいるという状況と、あと建築部材の高騰があるということなので、今同じ計算をすればもちろんこの金額というのはもっと高くなるというシミュレーションが出

てきます。それが、時点修正がいいかどうかというのはちょっとご意見として承らせていただければと思います。

あと、個別計画とこちらに今回65年の指標を出させていただいた部分、当然やはり計画を立てる上で何かしら標準的な数値を持たなきゃならないかなといった考えに基づいて、昨年度ご意見いただいたことを参考に今回示させていただいた内容になっています。当然、学校のほうの個別計画というものも持っていて、そちらのほうでは高品質なものは90年間まで使っていていいよみたいな記載があるんですけども、必ずしもそこをゴールにするということではなくて、やっぱり建物は個別の手の入れ方で全然状況が変わってくるというのは議員ご存じのとおりだと思いますので、そちらの建物部分については今後の点検と診断をどうやっていくかということにかかってくるのかなと思います。だから、全て一律的にこれを当てはめようということ考えているわけではないので、そちらをご理解いただければと思います。

議長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

なお、議員の皆様にご連絡いたします。

この後、総務生活常任委員会、あと補正予算の説明がありますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後0時04分）

再開（午後0時10分）

議長 再開いたします。

続きまして、ごみ指定袋について、執行部より説明願います。

環境課長補佐 環境課長補佐、畠山です。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料をご覧ください。

ごみ指定袋についてです。

1、概要。

現在、可燃ごみ指定袋については、排出者の責任を明確にするため排出者の記名をお願いしております。一方で、記名制について個人情報を含んだごみの排出の可能性や転入者等からプライバシー保護の観点から記名することに抵抗があるとの意見をいただいております。市では、これまでの記名方式により市民に分別意識が浸透し、適正な分別によるごみの排出の割合が高い状態が維持されていることから、開始時期は未定でございますが、記名を任意とすることを含めて様々な情報を踏まえて検討しております。7月に粗大ごみ

及び発泡スチロールの資源ごみの収集にご協力をいただいている地区まちづくり委員会委員長及び自治会長へ可燃ごみ指定袋の記名についてアンケートを実施しましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2、アンケートの対象者ですが、まちづくり委員会委員長8名、自治会長68名、計76名を対象に実施し70名から回答を得ました。配付に当たりましては、郵送ではなく、全対象に個別配付をいたしました。その際、在宅されていた場合につきましてはアンケート趣旨を説明、不在の場合につきましては不在表を置き、お願いをいたしました次第です。

2ページをお願いします。

3、今回のアンケート結果を受けて、記名を任意化した場合の懸念事項及び対応、考えとなります。自由記載欄にご記入いただいた任意化に対する意見の中で多かった懸念上位3事項に対する対応等を記載した表となっております。まず、意見が一番多かった記名任意にしたらよそから捨てに来るは8件ほどございました。通りに面しているごみ集積所などにおいて、本来の利用者でない方から排出がなされたという話を聞き及んでおります。記名がなくなると自分たちが管理している集積所に登録者以外が捨てやすくなるのではないかとの意見と思われま。記名が任意となった場合、こちらは分別が適正であれば無記名でも収集されるようになります。なお、登録者以外の排出や分別が不適正な排出が頻繁に起きていることが判明した場合、その集積所には警告看板を表示したり登録者へ個別周知などを行うことを考えております。それでも改善が見られない場合、市では以前粗大ごみ集積所に処理困難廃棄物を投棄されたときや不法投棄のあった現場に市所有の監視カメラを設置し再発防止を図ったことがあり、本件についても同様の対応を取ってまいりたいと考えております。

次に、記名任意にしたら分別が悪くなるが3件ありました。こちらの対応ですが、適正に排出していただいた住民が記名任意化を機に不適正な排出をするとは想定し難く、アンケート結果からも分別が悪くなるとは感じておりません。市では、引き続き分別徹底の啓発を行うとともに、資源化、減量化についても今後周知を図っていきたいと考えております。

その下、同じく3件の意見。記名任意にしたら不適正排出者への指導ができなくなるです。こちらは、不適正排出が頻繁に起きているごみ集積所登録者に対し、直接チラシ配布などの指導を行います。それでも改善が見られない場合は、前出の対応同様に、市所有の監視カメラの設置を行い、併せて、市広報やSNS媒体などでの周知により、多くの住民の目に留まる機会を増やすことで適正排出を促す啓発を強化してまいります。

3ページの参考資料をご覧ください。

こちらは、アンケートの集計結果を掲載しております。

まず、一番下にごみ集積所の管理状況についてです。

こちらは、集積所の管理状況を尋ねる設問でございますが、この設問は自治会長のみが回答する設問となっております。一番多かった回答は、「利用する住民で管理しており、自治会は管理に関わっていない」が32件、45.7%。次いで、「利用する住民で管理しており、自治会も一部管理に関わっている」が22件、31.4%。「自治会で管理している」というのも5件ほどありました。なお、グラフの黄色の「管理状況は把握していないため詳細は分からない」の5件は、自治会の関与が少ないと思われます。大半は利用者が管理し、一部自治会も管理に関与しているという結果でございます。

4ページ目をお願いします。

次に、可燃ごみ指定袋への記名についての設問では、「1、記名は任意でよい」が22件、31.4%、「2、記名の任意はやむを得ない」が9件、12.9%、計31件、44.3%が比較的任意性に肯定的な回答となっております。次に、「4、記名義務を続けるのはやむを得ない」は13件、18.6%、「5、記名義務は続けたほうがよい」が18件、25.7%で、計31件、44.3%となり、任意性に否定的な回答となっております。この比較では、賛否拮抗している状況となっております。

その下でございます。

4、資源ごみ指定袋の記名については、可燃ごみ指定袋と資源ごみ指定袋の記名のあるなしになった場合、混乱することも考えられますので、参考までに、可燃ごみ指定袋と同様に、氏名記載に関して伺った結果となっております。なお、資源ごみの回収は大宮地方環境整備組合で行っているもので、こちらに関しましては既に市販の透明、または無色半透明の袋で可燃ごみ集積所に無記名で排出することが組合として決定されております。

続きまして、5、記名の任意化による市民のごみ分別状況の変化を伺った結果の設問でございます。

一番多かった回答、「2、おおむね適正な分別がされると思う」が28件、40%、次に「変わらないと思う」が15件、21.4%、次いで、「5、適正な分別がなされなくなると思う」が14件、20%でした。先ほど、2ページ目の懸念事項中段において、対応、考え方で述べましたとおり、市としましては適正に排出していただいた方が記名任意化を機に不適正な排出をすることは想定し難いと考えております。記名、無記名に関わらず、分別ができない方は一定程度いるかとは思っています。その中には、単に分別の仕方が分からない方も含まれていると思われますので、より一層の分別徹底の周知啓発が必要不可欠であると考えております。

5ページ、6ページにつきましては、昨年度にまちカフェやカミスガなどのイベントの際に環境課において行った令和8年度から始まるプラスチック製容器包装の分別収集の周知活動の際にアンケートを実施した結果の抜粋です。

972名の方から回答を得ております。

ページ下の「ごみ袋の分別をしているか」の問いに対し、94%の方が「している」と回答されております。また、「ごみ袋で改善してほしいところ」につきましては、複数回答性において一番多かったのが「記名をすること」、次に「品質・容量」となっております。

7ページ、こちらは毎年実施している市民アンケートの令和5年度実施の抜粋結果でございます。

令和5年度にごみ指定袋について氏名記載を問う設問がありました。回答結果でございますが、「氏名記載をすべき」21.7%、「目的を考えれば氏名記載はやむを得ない」50%、「目的は理解するが、氏名記載に抵抗がある」20.3%となっております。

その下は環境課に連絡があったごみ集積所関係の問合せ、処理件数、3年間の推移状況です。ここ3年間では減少傾向となっております。

続く8ページの別紙につきましては、9月の総務生活常任委員会の報告における質疑応答の内容と、10ページはその際に委員の皆様からいただいたご意見に対する市の見解でございます。

まず、8ページの1、質問とそれに対する答弁内容となっております。最初の質問でございますが、主に自治会長を対象に行った今回のアンケート結果は市民の意見が十分に反映されておらず、正確性に疑問があるため、無記名での判断材料としては不十分ではとご質問に対しまして、アンケートは自治会全体ではなく自治会長個人の回答と認識しておりますので、地域全体の意見とは捉えておりません。結果は検討材料の一つとして扱います。また、4月に記名任意化した徳島県の自治体や過去に任意化した自治体の聞き取りでは、任意化後も大きな問題は起きていないとのことです。アンケート結果だけではなく、他自治体の事例も参考にしながら、市民や自治会の負担にならないように慎重に検討を進めていく考えでございます。

その下の質問でございます。令和5年度の市民アンケートにおいて、目的のためにはやむを得ないという回答が多かったが、この目的とは具体的には何かを尋ねるご質問でございます。回答としまして、氏名記載の目的は分別の徹底や排出数の制限、ごみ集積所の適正な利用など各個人が責任を持つためです。アンケートでは、その目的を明記し、答えを求めたところでございましたと回答しております。

下段の質問です。プライバシー保護や犯罪防止の観点を踏まえたアンケートを実施してはどうかのご質問に対しましては、30年間記名にご理解とご協力をいただき、ごみの分別は浸透しており、先ほどでもお答えしたとおり、アンケート結果は検討する上での一つでございますので、新たなアンケートの実施は予定ございませんと回答しております。

9ページをお願いします。

透明な市販の袋には様々なものが入られる可能性があるが、市はこれをどう捉えてい

るのかのご質問につきましては、来年4月から始まるプラスチック製容器包装分別における透明袋に関する質問と解釈しておりますが、市の対応としましては、分別されていない袋には、これまでどおり警告シールを貼って1週間程度残置いたします。その後、状況が変わらなければ、市にお問合せいただければ対応いたします。従来の対応と変わりはございませんと回答いたしました。

中段です。残されたごみを後で市が収集していくことはあまり知られていないため、今後どのように周知していくのかとの質問につきましては、周知は様々な方法で行います。収集業者から市への情報提供体制が整えば、市が収集することで管理者の負担軽減につながると考えていますと回答いたしました。

最後、下段です。防犯カメラを設置せずに啓発で済ますことはできないのかに対しましては、監視カメラの設置前には使用者へ周知や警告看板の設置などを行います。それでも改善が見られない場合に設置を検討しますと回答いたしております。

10ページをご覧ください。

こちらは委員の皆様からいただいたご意見に対しての考え方、対応を記した表となっております。

最初に、無記名から記名に変更した自治体も参考にしてほしいとのご意見をいただきました。環境課において調べましたところ、これらに該当する例が2つございました。1つ目は、福井県S市、こちらでは市民の代表や専門家による懇話会で議論の上、令和4年4月から記名制を導入しました。導入の目的は、ごみ処理場の改修により処理能力が変更されたこと、記名をお願いすることでごみの減量化を目指したとのことでございます。もう一点につきましては、これから対応する事案となります。福島県A市では、令和8年4月のごみ有料化に合わせて、専門家の意見を参考に、ごみ排出を自分事に捉え、責任の明確化を目的に、自治会の協力を前提とした協力型記名制を採用する予定でございます。いずれも本市のような義務化ではなく、記名の協力を求める制度というふうになっております。

続いて、中ほどのご意見、ごみ集積所の管理者は無記名のごみに記名をして出し直す負担が強いられており、市が後で回収するかどうか不透明です。ごみの出し方や記名方法について改めて検討してもらいたいに対しましては、記名が任意化された場合、分別が適正であれば無記名でも収集されます。その分負担が軽減されるメリットがあります。もし分別が不十分な場合は、収集業者からの情報提供を基に市が対応する体制を調整してまいりますと考えております。

最後、下段です。小まめな啓発活動により防犯カメラに頼らず済む可能性があります。適正なごみ排出への理解を深めるため、丁寧な啓発をお願いしたいとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、防犯カメラの設置は不適切な排出が頻発する集積所を対象としております。設置に至るまでは、使用者へ聞き取り、啓発、警告看板の設置

などを行い、最終手段として検討していますと考えております。市としましては、カメラ設置に至らないよう、適正な排出の周囲徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上が質疑、答弁の内容と、いただいたご意見に対する市の対応となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

小宅議員 アンケート等の結果ということですが、だから何ですかということなんです。このアンケートから何がわかりますかということ、何も分からないというのが私の正直な感想です。自治会長充てのアンケート、私も頂いたので回答はしました。例えば、3ページの2番、ごみ集積所の管理状況というところかというと、私は、オレンジのところですが、「自治会も一部管理に関わっている」というところに丸をしました。つまり、一つ一つの個別の集積所の管理は当然自治会ではやっていません。私たちが管理しているのは発泡スチロール、蛍光灯を捨てる場所の集積所、これの管理をしているというところでこのオレンジに私は回答しましたけれども、恐らく皆さん聞かれていることがよく分かっていないと思うんです。それから、次のページにいきまして、「記名の任意はやむを得ない」という意味ですかと思いませんか。記名の任意はやむを得ない、ちょっと表現的にどうなのかなと、意味が分かりません、正直。それから、資源ごみへの指定袋への記名、これも同じです。自治会として管理しているのはここなんです。資源ごみを今現状管理しているところなんです。ですので、これは自治会長に聞けば当然記名を続けたほうがよいという回答が増える、当然だと思います。それから、6ページにいきまして、ここでも「ごみ袋で改善してほしいこと」ということで、「記名すること」というところが一番突出していますよということをおっしゃりたいのかもしれませんが、逆にいえば、約7割はあまり気にしていないということです。3割ぐらいの人が記名することは改善してほしいと言っていますけれども、残り7割はそうは思っていない。それに対して、どうして社会的リスクを冒してまで無記名をしたいと思っているのか、誰が思っているのか明確に教えていただきたいです。

環境課長補佐 記名の任意化につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、昨今のプライバシー保護の観点、そういったところが大きなところになっているかと思えます。30年前に記名制度をスタートしたわけでございますが、当時と現状との個人情報、それからプライバシーの観点というところについてはかなりの開きがあるものと考えております。このため、現況におきましてプライバシー保護を優先しつつ、今現在記名を30年間やっていただいたというその成果により分別が徹底されているというようなところから、記名の任意化というところに舵を切ったところでございます。

したがって、社会的リスクというところにつきましては、議員おっしゃるところとしましては、恐らくは分別の不徹底を懸念されているのかなというふうに思いますが、

こちらにつきましても、アンケート結果、それから他自治体の聞き取り状況などを踏まえまして、記名の任意化に踏み切ったところで大きな変化はなかったというふうなお話を伺っており、記名の任意化後にご懸念される事案は起きないものというふうに考えております。

以上です。

小宅議員 それは概念でしかないですよ。じゃ、個人情報どうこうで困っている人連れてきてください。どこにいらっしゃるんですか。顔が見えない、ただ漠然とした意見だけです。私は個人情報がだだ漏れして困っていますという人を連れてきてください。ここで証言させてください。どういうふうに困るのか、どうして個人情報が漏れるというふうな捨て方になってしまうのか、そういったものを教えてください。

市民生活部長 ありがとうございます。

この個人情報については、記名をしていただいた場合にはストレートにAさんが捨てたごみ袋だということで、中をあさって個人情報をまず見ることができたり、プライバシーの損害に当たるという傾向があると、あくまでも、今議員が言ったとおり、証明する人をここに連れてきてお話することは不可能だと私らも考えております。ただ、この個人情報の保護について、プライバシーのことについては、もし5つでも3つでも捨てられた場所に名前が書いていないものの中をあさる犯罪と、また名前を書いて直接犯罪につながるということと考えた場合には、あくまでもプライバシーと個人情報が漏れないためにもしっかりとした分別をしていただいた上で記名をしなくても捨てていただくということが今の社会の現状の中では優先されるというふうな形で市で考えていますので、今議員が言われたような方がいれば実際にここでご説明するようなことも、逆に、今度、もしいたとしても、プライバシー的なことがあるので、私はこういうことをされました、様々な事例を私らもちょっと調べてみましたが、犯罪につながる可能性がどうしてもやはり、記名をしたことによって中をあさって犯罪につながるということが大きく、それについては警察に直接やってくださいという自治体が多いのが今の現状ですので、そういう犯罪をまず未然に防ぐという観点も考えた上で、今回任意化に市のほうではしていきたいというふうな考えで今調査のほうをしながら検討している状況にありますので、人物を連れてきてここで回答するというのは、申し訳ございませんが、今のところそういう方はいらっしゃいません。

小宅議員 まず、私はいつも思うんですけれども、声が大きな少数意見に流されてはいけないと思うんです、行政というのは。いわゆる今の現状を変えようと思ったときには市民の総意じゃなければいけないと思うんです。何をもちて総意とするかというところはいろいろ議論があるかと思うんですけれども、現状、私のように変える必要がないと思っている人が一定数いる中、それを無理に変えるということであれば、それが市民の総意だということを証明していただかないといけないと思います。

それから、今部長のおっしゃいました個人情報という観点でいきますと、例えばそういう方であれば、当然犯罪に巻き込まれる可能性があると思う方であれば偽名で出せばいいわけであって、仮に名前を書かないにしても、捨てに行くところを見られたらば、ストーカーの人に見られたらば、当然そのごみ袋は特定されるわけですよ、書いてあろうがなかろうが、中を開ければ。であれば、中を開けても分からないようにシュレッドをして捨てる、それは当然であって、名前を書いてあったからそれが犯罪につながるというは、ちょっと私としては突飛過ぎて理解ができないというふうに考えております。ですので、本当にそれが市民の総意だということであれば、私はそれに対しては反対はしませんけれども、今の段階では現状を変えるまでの市民の意見の集約というふうにはなっていないというふうに私は感じております。

以上です。

榊原議員 小宅議員のほうで強く言われている理由というのは、多分ごみ集積所の管理を長々とやられて、いろんな案件を多分見てきたというところだと思うんです。現状から言えば、私の考えは、書こうが書くまいが僕全然いいと思うんです。たしかに、そういう犯罪を未然に防ぐ、確率がものすごく低いかもしれんけれども、未然に防ぐという意味と、もちろん30年前と個人情報の扱って全くもって違ってきているんで、今後の流れとしては書かなくてもというところも僕は全然ありかなと思っています。

ただ、今までですと本当に名前が明記されていないものに回収業者がわざわざシールを貼って回収しないというところに僕は問題が生じていたのかなと。実際問題、回収業者によっては、例えば自治会とか組合とかで草を入れたところに名前を、例えば町内の名前を書かなかつたとしても持っていったところは持っていったんです。だから、そのところでやっぱりファジーなところがあって、解決ついていたところもあるんで、今回、明記しようが明記しまいが分別されているものに関しては回収するところには、僕は大いに賛同するところです。

以上です。

花島議員 幾つかあるんですが、まず任意、記名を任意って意味がよく分からないんです。要するに、普通に考えれば書いても書かなくてもいいよと話なんですけれども、前にちょっとあった集積所の管理する人の、管理する方々の意向によっては書くということを強制するのもありだみたいな話があったんですけども、それは考えていない任意ですか。

環境課長補佐 任意ということでございますので、今花島議員がおっしゃいましたように、確かに集積所単位で登録されている方が名前を書きたい、書いていくという方向でやるのであれば、それを拒むものではございません。もちろん、名前を書かないでうちは捨てますよというところがあれば、それはそれで任意の選択の一つだと考えております。

以上です。

花島議員 つまり、今のお話では、例えば、ごみを管理する、何人かで共同でごみボックスを

買って、この何軒か入れるというときに、ここは、要するにほかの人には使わせないようなことも含めて、記名を義務としてもいいという意味ですね。

もう一つ質問があります。私の言った意見で、要するにちゃんとした捨て方じゃない場合に管理者が何かアクションしなくても業者を通じて市が対応するという案だと、明言したと言っていいんですよね、今回、10ページの下から2つ目の。それは歓迎します。

もう一つ、防犯カメラの設置をひどい場合には考えるということなんですけれども、これってどのぐらいの数を用意する必要があると予測していますか。

環境課長補佐 監視カメラ、防犯カメラの設置につきましてですが、先ほどの説明の繰り返しで恐縮なんですけれども、やはり不適正な排出が頻発する、その上で警告ですとか、あるいは利用者の方への聞き取りなどの前段を踏まえた上での設置となりますので、今現在環境課に対しましてそういったごみステーションの問合せというのはございませませんが、あまり多くはないものかと予想したいところではございますが、現在としてはどれくらいという数字の規模感はちょっと持ち合わせておりません。

以上です。

原田議員 1点お伺いしたいんですけれども、今例えば燃えるごみと違って1回5袋までみたいな上限があるかなと思うんですけれども、ある程度名前、記名が義務づけられていれば抑止力みたいな感じにはなると思いますし、厳密に管理することもできるのかなと思うんですけれども、これが記名任意になったときに上限5袋のところはどういうふうにするのかなというのが疑問に思っていて、何か引越とかで一気に大量に捨てられたりとかしたら困っちゃうかなとか思うんです。

環境課長補佐 今お話のありました5袋の上限につきましては、ごみの排出量をできるだけ抑えてくださいという趣旨がございします。引き続き、記名任意になってもやはり5袋までというお願いはしていくことを予定しております。

以上です。

笹島議員 那珂市も大宮環整に入っていて、共同でやっていると思うんです。常陸大宮市のほうは今のところ無記名でも持って行ってくれる。こちらは、今言っていた、排出者の名前がないと置いて行って、そのまま、ネットをかぶせているところはいいけれども、カラスの餌食になっていると。あと、地区にもよるんですよね。要するに、菅谷地区はアパート等が多いので不法投棄云々多いですし、あと市街化調整区域の方は皆さん顔なじみですからきちんとされているという。そういう整合性を大宮環境組合の中でどうやって取っていくつもりかなということ、これから。大宮環境組合の一員として、加わっている、関係ないか。市として。

議長 要望ということで。

笹島議員 要望じゃないよ。どういうふうな。

環境課長補佐 すみません、もう一度質問のご趣旨をおっしゃっていただいてもよろしいです。

ようか。

大和田議員 菅谷地区は、地域性的話が出たんでちょっとあれなんですけれども、プライバシーの問題って、やっぱり先ほど笹島議員が言われたアパートですとか新興住宅地なんていうのは多いと思うんですけれども、先ほど懸念している分別で、分別されずに残されていっちゃう。それ、隣近所も分からない人も結構多いんです。誰が管理。例えば、市が対応してくれるといっても、市に誰が電話して持っていってもらふのという想定は、どうするんですか。

環境課長補佐 今現在、戸建て住宅の場合につきましては、最寄りのごみステーションに登録していただいて排出していただいているという現状がございます。なので、戸建て住宅に関しましてはおおむねどなたが捨てているというのがあらかじめ分かるものと考えておりますが、議員おっしゃいますように、例えばアパートの場合、こちらにつきましては、今環境課のほうで受けているのは、やっぱりアパートの住民の方から通報があり、現場確認してアパートの管理者の方に適正な排出をお願いしたりというようなことをやっております。今後、無記名が仮にスタートしたときに、誰が、排出者が分からないというようなことがあれば、先ほどご説明申しましたように、事業者と協力しながら、最終的には市のほうで現状が変わらなければ収集するというような対応を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

花島議員 先ほど5袋に限るという件があったんですが、私、前から支持者に言われていて、大家族の方がいるんです。それを1世帯5袋に制限するのは、前から困ると言われているんです。だから、お願いするという話でしたが、表現に気をつけてください。これからお願いするときの。要するに、5袋以下にしろとかじゃなくて、回数を分散していくようにとか、人数ごとに考えてくれとかいうような、かなり厳しい制限のように言わないようにしていただきたいということです。

以上です。

遠藤議員 ちょっとお聞きしたいのは、今いろいろと無記名になったときの影響を心配する声も出ていますが、そういうのって、例えば隣の水戸市とかひたちなか市とか、それは無記名でやっていて、今言ったような心配とか現状ってどうなっているんですか、今、ほかの市では。

環境課長補佐 以前からずっと無記名にしている、先ほど例にありましたような水戸市、それからひたちなか市につきましては、現状の排出状況というものも聞いておりますけれども、無記名で行っているという理由で分別がひどくなって困っているという話は特段いただいておらず、先ほどの説明の繰り返しになりますが、以前までは記名をしていたところの自治体が無記名に変わったというようなところもございまして、そういったところにつきましても、記名から無記名に変わった時点において、なお現在においても分別

状況は記名していた頃と変わっていませんという話を幾つかの自治体から聞いております。

以上です。

市民生活部長 恐らく今の遠藤議員の質問でお答えする中では、水戸市でも分別ができていないものについてはそこに残置してあるのが現状でございます。なので、那珂市と何が変わるかというのは、書いてあるか書いていないかだけであって、ごみの分別がなされていないければ回収はされず、そこに置いてあります、実際には。

遠藤議員 今は、そもそも名前を書いていないと持っていない、分別がされていないと持っていない。だから、結構夏場だと悪臭が云々、管理が大変ですよ。今度、無記名になった場合は、例えばそれが、この近隣の方々が出しても、もしかしたら通勤途中にぼんと捨てちゃう人もいるかもしれないけれども、それも分別されてさえいけば、あと例えばたくさんあっても、回収はしてくれるということではないんですか。

環境課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

小宅議員 すみません、先日、茨城新聞が取材していただいて、その後某テレビ局も取材していただいて、それを見たという水戸市を含め何市町村かの回収をやっている清掃業者の社長からわざわざお電話をいただきまして、水戸市はひどいよと、那珂市はきれいだからやっぱり続けたほうがいいよというようなご意見をわざわざいただきました。だから、水戸市是那珂市と一緒にというのは、ちょっと違うと思います。どこの情報が分かりませんが、私は現場をやっている清掃業者の社長から、回収業者です、そういうような話をいただきましたので、もっとよく調べていただきたいというふうに思います。

市民生活部長 一緒というのは、分別されていないごみが残置されているというやり方が一緒という意味ですので、中がきれいになっているかなっていないかという一緒という意味ではなかったので、申し訳ございませんでした。

小宅議員 すみません、部長じゃなくて、その前の畠山さんのおっしゃっていた、水戸市も、書いていないけれども、こっちと変わらなくなっているというようなことに対しての私の反論であります。

副議長 1点だけ確認したいんですけれども、トラブルが続くようで、ごみの置場が無秩序な状態になるようなことがもしあれば、今、記名式やめるということですが、記名義務化に戻す考えというのはあるんですか。そういう状況、今選択、考えたくはないでしょうが、最悪の状況として。取りあえずやってみて、また、この状況がひどい状況であれば元に戻すという考えはあるのか。1点だけ。

環境課長補佐 今お話いただいたところでございますけれども、実際に静岡県のある自治体では、今年の8月から記名の任意化を試行的に進めているというところを聞いております。その自治体におきまして、現状どうなっていますかというようなところを聞き取りしましたところ、やはり無記名になってもその旨以前とは変わりませんと。試行期間でござ

いますので、これが、おっしゃるように、やはり分別がひどくなっているというところであれば元に戻すという考えもあったというふうに聞き及んでいますので、そういった事例も参考にしながらというふうに考えております。

以上です。

寺門厚議員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、無記名から記名制へ変更した自治体がありますよね、幾つか書いてありますけれども、これは何でなのかというのと、やってみて今はどうなんでしょうかというのは、情報は持っているんですか。

環境課長補佐 今回、2つの自治体の例を挙げさせていただいています。1つ目の福井県の自治体の事例でございまして、令和4年4月から無記名から記名に変わったというところでございます。その理由につきましては、先ほどのご説明と重複してしまいますけれども、焼却施設、こちらの改修工事により処理能力の変更がございましたので、それに伴いまして市民の皆様にごみの減量を図っていくという理由から記名を始めたというふうに聞いております。現在、令和4年から3年ほどたった現在につきましてはどうかというところを聞いたところでは、記名を始めた当初は確かに記名して出していた方が多かったというところがございますけれども、現在はかなりの数が無記名で出されているという状況があるというふうに聞き及んでおります。もう一点の福島県の自治体の事例につきましては、来年の4月からの開始となりますので、現状については無記名のまま進められているところから、その比較については情報は持ち合わせておりません。

以上です。

寺門厚議員 やっぱり何が目的かというのと、記名、無記名に関わらず、ごみの減量だと思えます。特に記名をすると、ここにも書いてありますように、責任を持って分別して減らそうという努力をしながらやっていますよという話になると思えます。それを狙ってだというふうに思えます。私もごみステーション管理を自分の地区ではやっておりますけれども、やはりよそから置いていかれる場合もありますし、粗大ごみなんかはもう丸ごとトラックで置きに来るという例もありました。それを考えますと、やはりごみ減量を目的に記名をして、さらに責任を持って減らしていくという方向性を再度打ち出していきたいんです。今は何か出し方の問題だけになっていますけれども、決して減っているわけではなく、可燃ごみについては、分別化というのはありますけれども、どんどん増えていきますよね。その辺は、やはりもう一度意味合いを、減量という意味で、含めてやっていくほうが、私は記名のほうに賛成なんで、そういうことで考えていただきたいと。ごみの減量、これが目的なんだよということで、責任を持ってやっぱり減らしていかなかいけないんで。

小宅議員 せっかくこの30年かけて築いてきたきれいな那珂市をなぜ壊そうとしているのか、本当に理解に苦しむんです。言ってみれば、今まで、先ほど記名が形骸化しているから

取りやめにしたという事例をお話していましたが、那珂市はそうじゃないです。確かに書かずに出す方もたまにいらっしゃいます。ですけれども、大半の方が書いて真面目に出していて、抵抗なく出している現状の中で、なぜこれを変えようとするのか、そこまでの大きな変えなきゃいけないというような理由が、プライバシーとかというだけでは私は全然納得がいけないわけです。だから、先ほど困っている人がいるなら連れてきてくださいと言いましたけれども。結局、概念だけで何かプライバシー、プライバシーと言っているようにしか聞こえない。それを、記名をやめることによって失うリスク、そしてこの美德の心が本当にもう二度と戻らないです、一回崩してしまったら。です。で、執行部においては、私が言いたいのは、市民の総意として書かないとなるまでは現状維持ですよ。分かりますか。何かもう変えること前提に話しているように聞こえます、書かなくする、任意にすることを前提みたいな説明になっていますけれども、そうじゃないんです。総意が得られるまでは現状維持です。そうじゃないですか。変えることありきで話されると、ちょっと違うんだよなと私は思ってしまいます。そうじゃないですか。

環境課長補佐 今おっしゃっていただいた総意ということについてなんですけれども、これはごみの無記名だけに、記名の任意化だけにとどまる話ではないと思いますが、全ての施策におきましていろんなご意見というのがあるのは理解しております。確かにごみの無記名、任意化については、アンケートの結果ですとか、様々なところから聞き及んだところでは、やはり半々なのかなというような感覚も持っております。なれど、市としまして何を重視するかというような観点におきましては、先ほどの繰り返しにはなりますが、プライバシーの保護、それからそれに伴う犯罪防止の観点というものもございまして、予測されるリスクの事前回避という観点も記名の任意にはあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

小宅議員 そのプライバシー、プライバシーとおっしゃいますけれども、この社会制度を変えるほどの、そんな大きな問題がどこに発生していますかということです。概念でしかないですよ、プライバシー、プライバシーって。さっきも言いましたけれども、見られてはいけないものはシュレッダーして捨てるのは当たり前ですよ。それを、ごみをあきらめられてと言うんだったら、それはシュレッダーして捨てるのは当たり前じゃないですか。違いますかね。プライバシーを叫ぶんだったら、自分で防衛する、当たりの話じゃないですか。それを、市はそんな小さな意見のために全体の社会システムを変えるというのはおかしい私は行政判断だと思います。違いますか。

市民生活部長 ありがとうございます。今の見解について、私ども総意という議員がおっしゃっていることは私ども理解しながら事業、またそういう施策を進めていかなくちゃならないということは重々把握しながら日頃事務を進めているところでございます。ただ、

今回の件につきましては、私どもの市の見解を市民の方に共通理解していただくという
ような形の時間はかかるかもしれませんが、それをやるのが最終的には総意に
つながるのではないかと私は考えて、今回この市として任意化を進めることについてや
っていきたいというようなご説明を議員の皆さん、また市民にこれからもしていきなが
ら、最終的に総意につながるような共通理解が整えばいいのかなど。なぜと申しますと、
これについては、記名をするしない以前に、ごみを捨てる方はまず分別をして、ルー
ルに従ってごみを排出するというのが先だと私は思っていますので、それを実行するた
めにしっかり名前を書いてくださいということで30年前に始まったのが那珂市での施策だ
と思っていますので、それを30年間やっていただいた結果が分別がなされているという
認識を私どもは持っていますので、そこで後から付け加えた名前を書くということに対
して、今回任意に舵を切ったとしても大きな障害はないかなど私どもは考えていますの
で、これを今議員のほうで、私がここで言ってご理解してくださいという意味ではなく、
これをどういった形で市民にも説明しながらご理解を得て、ある程度の総意につな
がればと考えているのが今の現状でございます。

小宅議員 ごみの分別の方法が今度変わるというところで、恐らく最初のうちは間違っ
て捨てる方がいっぱいいますよ。そのときに名前が書いてあれば優しく教えることが
できます。でも、書いていなかったら誰が捨てたか分からないですよ。ストレスだけ
がたまりま。そういった状況が起きることが想定できるのに、何であえてそんな
ことをするのかと。何で現状を、今このままで落ち着いているのに、無理に
変えなきゃいけないのかと。それ、理由がただのプライバシー。プライバシー、
プライバシーって言うんだったら、その人連れてきてくださいということ
です、本当に、何度も言いますけれども。そんなに困っていますかという
ことです。現状の生活で今みんな困っていないんです。困っていないのに、
どうしてそれを無理に変えようとするんですかということ。総意が、
本当に総意だということで、例えば住民投票でもやったらいいですよ。その
結果だったら私も納得します。市民の総意がそうでないのに、今これを無理
に変えるという、しかも、よくなることならいいですよ。私から言わせれば
改悪ですよ、これ、改悪。もしこれを無理やり進めようとするのであれば。
ということで、よろしく願います。

議長 意見でよろしいですね。

渡邊議員 大分論点がずれてきちゃっているんで、話を戻してもらって、
執行部の説明をもらう場で、ここで意見を言って要望する場ではないと思
います。この後で議員間討議がきちんとあるんだから、その場で討議
をしてもらって、出た答えを執行部にぶつければいいと思いますと言
いたいんですけども、最後だったらもういいです。議員間討議する
って言ってましたよね。

議長 ここで執行部のほうを終了させていただきます。

暫時休憩いたします。執行部は退出願います。お疲れさまでした。

休憩（午後1時00分）

再開（午後1時01分）

議長 再開いたします。

総務生活常任委員長より議員間討議を行うとの申出がありましたので、これより小池委員長の進行でお願いいたします。

小池議員 意見等も随分活発に出来ましたところなので、一応議員だけで、今執行部は退席していただいたんで、議員同士で何かご意見等、言い足りない方はおっしゃっていただければ。それをもう一回委員会でもんで執行部にぶつけないと思っておりますので、ご意見等のある方はどうぞ。

基本的に、私は書いたほうが良いと思うほうなんです。地元のほうの意見とかいろいろ、木崎地区のほうを回って、昨日も回って話を聞いてきたところだったんで、自分の地区は自分の地区だということを言われてしまえばそれまでなんでしょうけれども。

鈴木議員 私もいろいろとお話をお聞きしたときに、やはり主婦の方とか女性の方とかは書かなくていいのなら書きたくないというふうに、そして書くことで家事も増えるんです。そちらを、もしやらなくてもいいならやらない。あれって10枚入っているんです。自分でやっていらっしゃるか分かりませんが、そういった意見もございますので。あと、アンケートのほうでも記名をしないことで今までと変わらないだろうというような方の意見もとても多かったので、私はやはり書かなくていいなら書かないという選択の意見です。

小池議員 ありがとうございます。

花島議員 私は、正直言ってどっちでも良いという感じなんです。任意にしろという意味ではなくて。それぞれメリット、デメリットがあると思います。名前、プライバシーの問題は、ごみ袋をあさって中の何かを見てプライバシー侵害というのものもあるかもしれませんが、そもそも名前を見るだけで、例えばDVから逃げている人がどこかの地区にいて、ごみ袋が出て、名前が書いてあったら、この近くにいるんだと分かるということも問題あると思うんです。ただ、そういうのは少ない例だと思っています。実際、私はごみ袋の3分の1ぐらいは自分で名前を書いています。ただ、ちょっと気に入らないから平仮名で書いています。1秒か2秒かというけれども、実際そうじゃないです。こうやってぱっと出して、開いて、1枚にして名前を書く。幸い名前を書くところがすぐ出るようにたたんであるんでうれしいんですが、サインペンを探して、油性の、それで書くという手間があるから、なきゃないで済むほうが良いけれども、一方で書かない場合の問題がある。書かないで間違った出し方をされた場合に、今まではほとんど地元の人だけの対応で、実際担当課は対応すると言っていますよね、連絡くれればと。言っていたんだけど、実際なかなか市の担当課に連絡する人はいないんですよね。だから、一旦自分のところに持って帰って名前書いてから出すなんてやっていると言った人が地元にいる

した。それは置いておいて、ちょっと余計なことを言って。それぞれメリット、デメリットがあるんだけど、さっき言いましたように、我々がアクションしなくてもごみの回収業者から市に連絡するという体制にしているし、その先の間違った出し方があったらまずは啓発、看板を立てることですよね。最後は監視カメラみたいなことを言っているんで、市の意向に沿って任意、記名について任意にするというのでいいかなと私は思っています。

それから、小宅議員は総意ということを気にしているんだけど、私は常に少数派でやっているんで、総意なんてふざけるんじゃないと言いたくなって、正直言って。総意なんか得られないことがほとんどですよ。だから、そんなことは押しつけちゃ駄目ですよ、正直言って。

小宅議員 現状を変えるのに、変えるだけのメリットを教えてください。

花島議員 だから、それはそれで言って、それはいいんです。けれども、総意というのは出したら駄目だということです。多数の意見とか、その程度に抑えるべきです。

以上です。

小池議員 ありがとうございます。

ほかにありますか。

議長 私が議員になってからあったんですけども、一般質問で2人の議員が無記名にしてほしいというのがありましたよね。それで、執行部のほうは、答弁として、皆さんから言われているので検討させていただきますという答弁があったのを、何人かの議員は多分聞かれていると思うんです。小宅議員も多分、私、同期なんで。2人いたのを覚えてるんです。それで、当時の市民生活部長が検討しますというのを言ったのを、多分議事録には残っていると思いますので、そういうこともあったという背景を皆さん覚えておいていただければと思います。

遠藤議員 僕、一般質問しました、前。ただ、僕が提案したのは、両方、一長一短あるから、無記名というの、やっぱりいろんな人が捨てに来るのも嫌だし、記名で特定されちゃう、例えばシュレッダーをかけられるものならかけられるけれども、そうじゃない服とか何とか、そういったものをあさられて嫌だ、心配だという声もやっぱり当時から多数聞いていたわけです。では、間を取って、特定はある程度されつつ、でもこれはちゃんとした捨て方をしていない、ここ駄目だよというのは言えつつ、個人名は分からないように住所を書けばいいじゃないかという提案をしたことがあるんです。だったら両方も、一応住所を見れば分かるだろうみたいなことも、それは実現ならなかったわけですが、やっぱり当時からそういうのはあって。そういう声で、僕はどっちかという気になるのは、水戸市とかひたちなか市から移り住んでくる若い方が、そういう声が、僕たくさん聞いたわけです。何で私たちが今まで住んでいる水戸市のアパートではないのに、那珂市は書かせるんだと。それはもうすごく抵抗があるという声は結構たくさん聞いて

いて、話が大きくなるかもしれないけれども、ちょっと移住政策の逆行みたいなことになりかねない雰囲気は当時からあったんです。だから、無記名にすることによって、ほかから移り住んできやすくなる一つにはなるかなとは思っています。ただ、ずっと何十年も那珂市がやってくれていたこの名前を書かせるというおかげでちゃんとした意識が、ほかの市よりは恐らく進んでいると思うので、今回仮に無記名にしたとしても、がらっと、じゃ無記名だからもう何でもかんでも入れてしまえという人はそんなに僕はいないんじゃないかなと期待したいですし、あとは、これ記名でも無記名でもやらない人はやらないよね、どっちだってやらない。ただ、それは根本的にそういう意識啓発策は行政からしっかり、それはそれでやってもらう。さっきもちょっと確認したけれども、持っていつてもらえるんだから、今回、無記名であれば。たくさん出ようが、ちゃんと分別されていれば持っていつてくれるんで、今よりは、場合によっては集積所の管理は楽になるかもしれないなというふうに、そういういろいろ思って、どっちかという、僕は市が今回考えた案でいいのかなと、ちょっと、あと時代の流れとしてプライバシーというのは、重視は当然だろうと思うんで、場合によってはそういう犯罪が起きないようにするためのものとしては僕はありかなというふうに感じています。

以上です。

小池議員 ありがとうございます。

副議長 いつも聞いているんですけれども、多分市のほうでは本当はやりたくない、議員がプライバシーのためやれっと、ちょっと逆転しているようなイメージなんですけれども、市のほうでは、それでも監視カメラの設置や残されたごみの後始末、何のメリットもないと思うんです、市のほうでは、余計な仕事が増える、それでもやりたいと、デメリットがあってもやりたいということであれば、先ほど言いましたように、トラブルが続く場合には元に戻すという確約が取れて、なおかつ試行期間という形で何か月間か試しの期間を得て行うのであれば、やればいいのかと思っております、私としては。私らがプライバシーの関係があるから記名式やめろと、議員が普通、多分執行部に迫るような感じだと思うんですけれども、今回逆転して、執行部のほうで外したいと言っているのに、何かちょっと違うなと思いつながら聞いていたんですけれども、何のメリットもないと、市のほうではいろいろこれから監視カメラの設備投資や自分たちでゴミを運んだり、また処理できないゴミを運んだり、何のメリットもない中でやりたい、しかもちゃんと戻すと、うまくいかなければ戻すという大前提があるのであれば、やっていただいてもいいのかと思っております。私の意見です。

渡邊議員 総務生活委員と言うのもちょっとあれかもしれないんですけれども、そもそもほかのところで記名に変えたところというのはごみの減量化、あとは焼却炉を改修していくのに今度いろいろな制約ができたからという話だったと思います。今回は、分別をきちんとやりましょうねというルールの変更がまずあったわけです。その変更がある中

で、改めて記名まで全部なくしてしまうと、本当に分別がうまくいくのかなというのがちょっと私疑問に思っているんです。ということは、変な話、記名をやめるのはいつでもできると思うんです、ある意味。ただ、一回やめたものをもう一度やりましょうねというのは、執行部は言っていましたけれども、実際は簡単じゃないと思うんです。であるのであれば、一度、分別がきちんとできるところまで判断をした上でやめるというのも一つの方法なのかなと思っています。

それと、あと、ごみの減量というのは、さっき違う市町村のほうでそれをやるので、目的としてやります。うちも大きな改修を今やっています。今度、その次に建て替えとなったときってまたべらぼうなお金がかかるわけですよね。できるだけ延命するようにすることを考えれば、燃やす量を減らすというのが大きな課題だと思うんです。それを考えていくと、本当に分別ができてごみの量が減るのかと見極めてから名前のなしを持っていっても十分間に合うんじゃないかと思うんです。というのが私の意見ですし、あとは総務生活のほうでいただいた意見の中で、アンケートを取って、要は顔が見えないところの話だといろいろな意見が出てくるんですけれども、顔を見て話をすると、主婦の方々は皆記名式がいいよというふうに言われていたのも実際の話ですので、そういうのを考えていくと、やはり記名というのをもうちょっとやってもいいんじゃないのかなというふうに思います。

以上です。

鈴木議員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、記名をすることで分別ができるようになったとかというデータみたいなものというのはあるんですか。近隣のところでは記名していなくても分別できているよということがあると思うんですけれども、那珂市は記名したことで何かが変わったのか。でも、30年の間にごみに対する意識、一人一人の意識が変わったり、啓発が、市でも国でもどこでもごみに対する啓発が活発になっていって意識が変わったからということなのか、それと記名というのがつながるのかというのは何かデータがあるのか教えていただきたいです。

小池議員 データはありません。これは、記名するしないは、さっき小宅議員も言ったけれど、やはり責任を持つという自分の気持ちです。出すごみに対して責任を持つ、名前を書くことによって。そうすれば意識の感覚もちょっと変わってくると思います。そういうもので30年間今までやってきたんだと私は思っています。

君嶋議員 記名にした理由というのは、30年前ってごみを出したときの中に、ごみの中に燃えるものが、爆発みたいにあって事故が起きた、そういう経緯があるんです。それで、それを起こさないように記名をして、皆さん、ごみに対する責任を持ってくださいというのがスタートだったんです、当時。もう、今は皆さん、見ていると、きちんとごみは分別して出しているし、そういうのをわきまえてやっているのかなというのものもあるから、もうだんだんそういう名前を書くこともしなくてもいいのかなという感じは実際します。

当時は、記名をしないで出していたのが、そのまま何でもありで出していて事故が起きたという経緯がありました。

以上です。

花島議員 記名したメリットというのは、やっぱりごみの集積所の管理者の減が大きいと思います。というのは、何でもかんでも間違った出し方されるかされないかじゃないんです。されちゃったときに管理者が誰が出したか分かるから注意なり喚起なりできるんです。でも、名前書いていなかったら分からないですよ。そういうのが大きいと思います。あとは、誰も分からないやつが出してもらっちゃ嫌だと、だから名前を書いてくれという話もあると。この2つですよ。

榊原議員 那珂市全体で考えちゃうと、やっぱりいろんな論議が出てくると思うんです。例えば、今小宅議員がものすごく熱量発揮して記名を外すことに反対だというのがよく分かったんです。やっぱり菅谷と額田、条件が違いますんで、額田の場合、多分書かなくても僕は何の弊害もないと実は思っていて、そういうところまでそうすると突き止めなきゃならないのかなというふうになっちゃいますよね。

以上です。

花島議員 たびたびすみません。私も額田地区なんですけど、つい1か月ほど前にやっぱり僕がごみ捨てに行ったら名前を書いていない黄色い袋がありました。だから、ゼロじゃないんです。だから、その頻度の問題。それから車の通りからぱっと下ろしやすい場所とか、それで違うと思います。大分違うと思います。おっしゃるとおりです、地区によって違うというのは。

小池議員 そろそろよろしいでしょうか。時間のほうも大変押しておりますので。活発なご意見もたくさん出ました。私も眉間にしわを寄せながら話を聞いているところでございますけれども、皆さんの意見も大体出尽くしたと思います。確かに地区によって、年齢層によって、性別によっても確かに違うのは分かります。この皆さんから本日受けた意見をもう一度委員会で精査しまして、協議をいたしまして、執行部のほうにぶつけていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 すみません、続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長 それでは、事務局より若干お時間いただきましてご説明のほうさせていただきたいと思っております。

まず、ただいまご説明させていただくのは議会費の補正予算についてでございます。

ただいまサイドボックスに通知をいたしました全員協議会資料、令和7年度議会費補正予算についてということでご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページです。

先ほど財政課長から説明がありました議案第74号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第5号）の内容になっております。繰り返しになりますが、人事院勧告に伴っての
人件費を増額する補正ということになります。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

こちらは、議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）について計上
いたします債務負担行為の補正となりまして、限度額を変更する内容となっております。

今回、債務負担行為の業者選定を行うに当たりまして、見積書を再度徴収いたしました
ところ、原材料の価格が高騰しておりまして、このまま入札を行いますと不調になって
しまう可能性がありましたので、限度額を増額するための補正予算を提出いたします。
金額については、記載のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

花島議員 前からこういう書き方しているのかもしれませんが、最後の議事録作成で、原材料
費価格の高騰によるというのは何かめっちゃくちゃ違和感があるんですけども。要する
に、印刷費用とかでしょう、多分原材料と言ったら紙とかインクの代金が上がったから
上がるんだという言い方は何か違和感があるので、機会があったら考え直してください、
次回。

次長補佐 会議録につきましても、製本されたものを皆さんに配っているかと思うんですけれ
ども、あちらの紙とインク代の高騰です。

花島議員 紙とインク代の高騰か。紙って何ですか。

次長補佐 皆さんに製本して配っていますよね。

花島議員 印刷は業者に発注して、製本も業者に発注するんでしょう。それで、業者が紙代と
インク代が高騰したと言ってきているということですか。

次長補佐 そうです。

花島議員 にわかには信じられないが、そうであるならしょうがないですね。

大和田議員 その紙の会議録なんですけれども、あまりいいんじゃないですか、もう。

（「要らないと思う」と呼ぶ声あり）

大和田議員 もうネットで見られるなら、部数を削減するとかして削減はできないのかな。部
数と言っても、図書館とかには置かなきゃならないかもしれないけれども、うちら要ら
ない。予算書は別としても、会議録まで要らないと思うんです。

次長補佐 大和田議員の言うとおりでなんですけれども、部数によって額が決まってくるので、
確かに図書館に置いたり、原本として置いておくものをつくるとなるとあまり金額的に
差はないんです。今後、ちょっと議会運営委員会あたりで精査していければなと感じて
います。

花島議員 大和田議員のいうことも分かるんですけども、ただこのデータシステムを信用し
過ぎです。紙というのは結構ちゃんとしているんで、何かあったとき紙だったら残って

いるという場合があります。だから、コストがそこそこで済むなら残したらいいと思います。

議長 以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後1時22分）

令和8年2月25日

那珂市議会 議長 木野 広宣